

## 平成22年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成22年3月3日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

---

○出席議員（14名）

1 番	川 野 辺 達 也 君	2 番	延 山 宗 一 君
3 番	小 森 谷 幸 雄 君	4 番	黒 野 一 郎 君
5 番	石 山 徳 司 君	6 番	市 川 初 江 さん
7 番	青 木 秀 夫 君	8 番	野 中 嘉 之 君
9 番	石 山 甚 一 郎 君	10 番	秋 山 豊 子 さん
11 番	荻 野 美 友 君	12 番	青 木 佳 一 君
13 番	川 田 安 司 君	14 番	塩 田 俊 一 君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原 実 君
教 育 長	鈴 木 実 君
総 務 課 長	小 野 田 吉 一 君
企画財政課長	中 里 重 義 君
戸籍税務課長	長 谷 川 健 一 君
環境水道課長	鈴 木 渡 君
福 祉 課 長	北 山 俊 光 君
健康介護課長	荒 井 英 世 君
産業振興課長	田 口 茂 君
都市建設課長	小 野 田 国 雄 君
会 計 管 理 者	荒 井 利 和 君
教 育 委 員 会 長	小 菅 正 美 君
農 業 委 員 会 長	田 口 茂 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 栗 原 光 実

---

庶務議事係長 石 川 英 之  
行政安全係長兼 根 岸 光 男  
議事事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(塩田俊一君) おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

---

○一般質問

○議長(塩田俊一君) 本日の会議は一般質問です。  
通告順に従いまして質問を許可いたします。  
通告1番、青木秀夫君。  
なお、質問の選択は一問一答方式です。

[7番(青木秀夫君)登壇]

○7番(青木秀夫君) おはようございます。では、早速質問に入らせていただきます。

国会も、この22年度予算案が昨日衆議院を通過したようですが、与党も野党も立場が変わると、半年前変わった途端にもう国民不在の党利党略といますか、全く逆さまの主張が展開されているのを見ますと、人間は、個人でも、団体でも、政党でも、いかに自分勝手でご都合主義な動物であるかということをつくづくと感じられる次第です。公平・公正な行政運営がいかに難しいかということは、古今東西を通じて共通していることではないかと思うのです。この「行政権」という用語は、頻繁に漠然と何気なく使われている場合が多いのですが、行政という仕組みや文字がなかった有史以前から、人間が、安全に合理的に効率的に生きるための方法・手段として集団生活を考えたということよりも、そうしなければ生きていけなかったという中で、やむを得ず形成されてきたのではないかと思うのです。その後、文字の発達とともに、何千年もの長い歴史の中で、行政の仕組みが、多くの流血を伴うようなさまざまな改革、闘いを通して、今日のような行政システムが徐々に確立されてきたのではないかと思うのですが、世界じゅう、いまだに旧態依然とした前近代的な非民主的な政治体制の国家が存在しているわけです。日本でも、現在のような民主主義の政治体制になって60年余り、その歴史は浅く、民主主義が定着しているかどうかは評価は分かれているところです。現在の日本の政治体制、統治体制は、小学生でも知っている司法・行政・立法と三権分立体制の仕組みとなっているわけですが、実態はどうかと言えば、行政権が突出して強大な権限を占めているということは、よく「官僚政治」と言われることからわかっていると思います。議員内閣制ですから、立法権は、事実上有名無実と言ってよいでしょう。最高裁判所長官の任命も内閣・行政に属しているわけですから、司法権も行政権に従属しているとしか言わざるを得ません。

地方行政はどうかと言えば、議会という存在はあるものの、執行部の権限、いわゆる行政権が強大な権限を有しており、圧倒的に強いと言わなければならないのが実態であると思うのです。町長に伺いますけれども、町長も、就任して1年余りと在任期間もまだ短いのですけれども、それなりにその期間にいろいろな場面に直面し、いろいろな経験をされてきたことだと思うのです。そういう場合に、当然公平・公正な判断、決断を下してきたと思うのですが、その公正・公平な行政判断を下すのに当たっての、何を根拠に、何を基準にそうされてきたか、その基本的な姿勢をお伺いしたいと思うのです。

○議長(塩田俊一君) 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。お世話になります。

突然の質問でございますから、わかりませんが、やっぱり公平・公正を判断する基準というのは、私個人の今までの生きざま、いわゆる長い歴史、50歳であれば50歳、60歳ですから60年の中のほぼ50年の人生を歩んできた中での、いわゆる公平・公正に対しての価値、あるいはケース・バイ・ケースにおける常識的な判断等々を含めて、判断をしているつもりでございます。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 次に、教育長に伺います。教育委員会の事実上の責任者である教育長に伺います。

教育公務員も、一般の公務員と同じように、いろいろな地方公務員法とか、そういう基準に従っているのかと思うのですが、今、教育長は、教育長という特別職にあつて教育行政全般を担っているわけです。そういう中で、教員の評価・人事は、大きな重要なウエートを占めていると思うのです。人の評価というのは、主観が入ってしまうので難しいと言われております。この人事評価を公正・公平に行うに当たっての基本姿勢をお伺いしたいのです。どのような基準、どのような信念を持って人事評価に臨んでいるのか、教育長の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 人事評価につきましては、各学校の指導目標等がございます。そういうものに対してどれだけ成果を上げられたのか。あとは、そういうことで……それで、そこまでにいたしましょう。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） それでは、北山課長、お伺いしますけれども、市町村行政の中で、子供から老人まで住民とのかかわりが一番多い。したがって、行政サービスの評価が一番問われるのも、福祉行政が一番多いのではないかと思われるのです。その福祉行政を担う立場からの住民への対応には、親切丁寧とか、そういうものは当然でしょうが、それ以前にもっと大切なことは、公平・公正な心構え、判断を持ってどのように臨むかということではないかと思うのですが、その公平・公正な心構え、その精神とは何か、何を基準に何を根拠にしてそれに臨むのか、その基本的な姿勢をお伺いしたいのです。どんなものをもって臨んでいるのですか。

○議長（塩田俊一君） 北山福祉課長。

[福祉課長（北山俊光君）登壇]

○福祉課長（北山俊光君） 我々職員は、いずれにしても、地公法というか、そういった中で動いております。その中に、「全体の奉仕者」というのがありますが、そんなことで、全体平等に扱うように、そんなふうには心構えしております。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 地公法って、地方公務員法ということですか。正式に言わないとなかなか聞き取れないのですが、地方公務員法に従って、それを基準にしてやっているということですね。そうですね、地方公務員法には「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために全力を上げて職務に当たる」

とか、「職務行為には、法で、あるいは条例、規則とかに従わなければならない」というような規則が載っておるわけですが、それに従って、それを根拠に行政行為に当たっているということですね。

一方、この議会にも、幾つかある使命の中で、執行機関の行財政運営や事務処理が適法適正に、しかも公正・公平・効率的・民主的に行われているかを、住民の立場から監視する使命を担っているわけです。その議会の構成員である議員は、当然その監視という義務を負っているわけです。

そういう中にありまして、12月議会の補正予算第5号に、東部公民館に隣接したひだまり公園に、地域住民、子ども会も要望していない公平・公正さを欠いたネット設置費が計上されたので、地域住民の声を反映させたその後再検討してはどうかという予算化を求めて、予算執行の監視役にある議員の役目として修正動議を提出したのです。その補正予算化の前にネット設置費が予算化されるのではないかということを知ったので、小野田総務課長のところに伺いまして、ひだまり公園へのネット設置は地域住民の意向を聞いてから予算化すべきであるという私の考えを伝えたのです。その件につきましては、12月議会の議事録の中に小野田課長の発言の中にも、「その後、青木議員から、実情を調査したのかということのいろいろな意見をいただきました」と議事録にも載っているのですが、この私の意見に対してどのような調査をされたのでしょうか。そして、その結果どうされたのか、お伺いしたいと思うのですけれども、小野田課長。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） ネット設置の関係は、青木議員さんからは、その調査というふうには私は聞いておりません。「私は反対するよ」ということ、それと、その苦情を言っておる一住民との今までの30区の対応、経緯というのは伺いました。ただ、東部地域活性化協議会の正副会長さん3名が、私と教育委員会局長のところ、2人が対応させていただきましたけれども、何とか子供が遊べるような対応を図っていただけないかというふうな要望はありました。それで、私が個人的に勘違いをしておるのであれば、素直に謝ります。ただ、私がおのころの対応としては、東部地域の活性化協議会というものが、議員さんと区長さん、それと前区長さん、民生委員さんで組織をされている協議会だというふうに聞いていました。そうしますと、住民から選ばれた方々の組織です。同じように、南地区に南地区総合開発研究会というのがございます。これも、こちらは議員さんが会長になって会を運営、また役場の職員が事務局も担当しながら運営をしているのですけれども、そういった同じような組織だというふうに私が解釈をしました。それは、やはり東部地域は、ニュータウンの新しい住民が住んでおられる行政区もありますので、その行政区と既存行政区の区長さん、あるいはそういった役職の方々が、東部地域全体をどうするのだという、そういった議論をする会だというふうに私は受けとめていたのです。ただ、その後青木議員さんに、「この問題は30区でもそんなに大した問題としては受けとめていないよ」というようなことも伺いましたけれども、ただ、議員さんもその中のメンバーでありますし、そういったことで、要するに、あそこにもうボール遊びはするなというような看板も立っています。そういった看板が立った経緯も薄ら薄ら私は聞いています。ですから、強引な一住民の苦情によってですね、多くの子供たちがそこで遊べないという状況はそこにあるのだというふうに私は感じ取ったわけです。だとしたら、どんな方策で遊べるようにすればいいのかということで、ネットの設置について、担当課の調整会議を開催して、予算措置をしたという経緯がございます。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 私に調査しろと言われたとは言っていないというのですけれども、これは課長はね、議事録に載っているのですよ。「調査したのか」というような意見をいただきました」ということは、12月議会の中で自分が述べているのですよ。私は、いろいろその経緯、今小野田課長が説明されたことに対して、その中身について、経緯について説明したわけですよ。それについてのお答えがないということなのですよ。一方的に……その要望を聞いたというのはわかるのですけれども、その聞いた後の、私がおのことに對する実態はこういうものだと説明したわけなのですから、それについての答えがどうなっているのだと私は聞いているわけなのですよ。その後の話、私が言った後の話ですよ。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 議員さんからいろいろ私のほうに問いかけられたときには、もう結論が出ていましたからね。ですから、その苦情を言われた方についても、ネットを張ることで今後は苦情を言わないという約束もとってほしいということで、地元の前区長さんをお願いしました。そしたら、約束はとれたよということでしたので、もう我々は方針をそこで決定してしまっているものですから、議員さんから、では調査をということで、それをまたもう一回持ち直してということは考えなかったです。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 私が、このひだまり公園へのネット設置については、設置目的が非常に不明であるということ、それと設置箇所が中途半端であるということ、それから美観景観を損なうということ、何よりも地域住民の要望はないということをお野田課長に説明したはずですよ。私も、ひだまり公園のある30行政区の住民であると同時に議員でもあるという立場で、公正・公平な予算措置が望ましいということで再検討を求めたつもりなのですが、そのことについては、町長も、12月議会で修正動議に関してこのように発言しているのですね。これ議事録に載っていることですから、それを要約しますと、「幸い青木議員の配慮で全体の補正額は動かさずということで、非常にありがたく思っている。その意味で、時間をかけてどういう形が望ましいかということをお、地元の協議会を通して、あるいは区長さんを含めて、予備費という形で予算がありますから、3月までに予算計上することもあるかもしれませんし、また当初予算に計上する場合もあるかと思ひます。先ほど秋山議員が町主導と言われたようですが、これこそ地方自治の問題ですので、地元の問題は地元で話し合ってから上げていただきたい。我がほうにもその対応についていささかの反省もあつたやに受けますので、そういうことで、今後ともよろしくお願ひいたします。これについては大変ありがとうございました」という発言が議事録に残っておるわけですよ。ということは、町長も、この修正動議の中身は、地域住民の声を反映させて再検討を求めたものであるというふうには理解しているようですよけれども、小野田課長は認識が違ふのですか。いや、小野田課長に……、そういう認識と違ふのですね。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 補正予算を上げたときには、我々は地元住民がどう思っているかということをお最優先して考えましたからね、私も。ただ、議会でそれを修正動議でもう一回練り直してほしいということに決定したものですから、私どものほうでも、東地区の協議会にお返ししました。そちらで、30区にそれからお返ししたわけですよ。ですから、30区で今後どういふふうな、それが不要ないということであれば必

要ないですし、30区のほうで今度はそれを議論して上げてくるのではないかなというふうには思っていますけれども。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） いや、こちらも答えさせてもらう権利を持っています。

先ほど冒頭から、とうとうと公平・公正というようなことを述べておられますが、ただいまの私の12月の答弁についてはそのとおりでございます。しかし、腹の中ではですよ、福田赳夫が、時には議会もですね、「おかしな天の声もある」というようなことを言ったそうですが、修正案は7対6で数の決着はつきましたので、これはそれが議会の声と。しかし、その後の多分議事録を読めば、議会の声と住民の声が一致するとは限らないとね。ですから、こういった状態になったときは、議員様が、あるいは東地区全体で、いいあんばいに話し合ってくださいよというようなところが多分どこかに出ていたと思うのですが、いずれにしても、公平・公正というのは非常に難しいということと、私どもが承ったこととのギャップが出たことは事実でございます。いわゆる先ほど小野田課長が申し上げた、地域の代表集団の、任意団体であってもですね、およそ代表者の皆さんの集団がこぞって名を連ねてある意味では出した要望の一つ、それをこちらとしては取り上げざるを得ないということ。それで、結果的に、もしかしたらそれは、修正案でなくても、この場所は不適當であるのではないかという議論で済んだはずでもあります。いわゆる予算を、言ってみれば修正案というのは予算を基本的に否決をして、それにかわって予備費をつけかえたということですから、否決と同じことなのですよね、論理的には。ですから、そういう意味で非常に重大なことでしたので、我々も皆様方議会の意見を尊重させていただいたということで、結果的には、まあ「ありがとうございました」ということで素直に従ったことでございます。腹の中では、時には天の不思議な声もあるなあと。地元の要望を、地元所属する、名を連ねている議員さん2人がですよ、しかも地元の問題とは言いながら、最終的には30区の問題だと押しつけているようですが、修正動議を出したお2方の中のお1人は30区ではございません。十何区ですか、秋山さんは……11区ということも含めて、30区の問題であれば30区で検討して、ちゃんとやっていただいたほうがよろしいというふうに思っております。

あとは、今ちょっと書いたのですが、いかにも行政がご都合主義、あるいは膨大な権力を持っていると言われますが、すべてとは言いませんが、小さいこと、この問題は、もちろん町の行政としてとらえれば大きいことではなかったかもしれません。したがって、こちらから議会にこれをやってよろしいかどうかということは諮らなかつたわけでございますが、いわゆる補正予算で組んで、でも、組んだ後ですよ、組んだ後、議会の皆さんにもお諮りもしておりますし、議会の今の置かれている全体のルールの中にとってやらせていただいております、膨大な権力を持っているとは思っておりません。むしろ議会さんのほうが権力を持っているのではないかというふうにも考えております。なぜかと言えば、人事案件を例にとれば、人事案件は、私、例えば提案権はこちらにあるわけですが、要するに否決権はそちらにあるのですよ。それで、理由は申し述べられない、経過も例えば聞けないというような、非常にこちらにすればですね。では、議会が提案をして、議会が全部承認をするというような形につくっていただいたほうが楽だという面もあるのですが、総合的にですね、決して我々はそのルールを無視して、あるいは行政という立場に立って強力的にやっているつもりはございません。常に重要なことはご相談を申し上げている。ただ、時によって、先ほど申し

上げました今回の件もそうですが、承る側とのギャップが多少あったのかなということで、そういう意味では、結果的に否決をされたものですから、反省をしているということでございます。それで、感謝をしたということは、「ありがとうございました」のもう一つの意味は、でも、否決ということではなく、いわゆる予備費というところへ置いていただいたということについてですね、その配慮に対して感謝をしたまででございます。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） また答弁する機会がありますので。

そうしますと、議会でもこの終了後、私は再検討を求めたという認識を持っているのですが、この修正動議が出た後間もなく、匿名で、「青木だが、ひだまり公園へのネット設置に反対した」という修正動議の私の認識に反した中傷ピラが、新聞の折り込みとか、あるいはポスティングだとか、郵送などで無差別に配布されたのです。議会は公開制ですから、議決後ならその内容をだれに伝えようとそれは自由で、問題ないわけですが、その内容がゆがめられているのではないかというふうに私は思っているのです。先ほどの答弁にも、議事録にも載っているのですが、地元の協議会を通してという町長の発言もあるのですけれども、念のために伺うのですけれども、修正動議の内容について、東部活性化協議会のメンバーに修正動議の内容を町長か小野田課長が伝えたということはあるのですか。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 東区の協議会の副会長であります下条さんに、議会の議決結果を私のほうから連絡はさせていただきました。ですから、そういうことで否決になりまして、予備費に回ったので、今後はそちらにお返しをしますということで、再度協議会の中で練り直していただけますかということでおつなぎをさせていただきました。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） なるほど、伝えられたわけですね。それでですか、いろいろああいうピラが出たということなのでしょうかね。この修正動議を、では、議案書も見せたということですか。

「[いえ、電話で]という人あり」

○7番（青木秀夫君） 電話で連絡したということなのですね。すると、修正動議の中身は伝えた。議案書を見せたことはないということで、議事の内容は小野田課長のほうから入手したということなのですが、新聞店から東部活性化協議会あてへの新聞折込料3,465円の領収書が切られていることから、この中傷ピラの配布者は明らかになっておるのです。そういうことも、やっぱり町側が正しく、執行部のほうがね、伝えないと、こういうことになるおそれもあるわけです。でも、事実を伝えたという認識を持っておるわけですね……はい。

では、それはそれとして、行政への請願権というのは、基本的人権の一つとして憲法でも法律でも保障されておるわけです。請願権も、幅広く広義に解釈して当てはめれば、文書でない、口頭のようなものであっても、そういう軽い要望、陳情も、請願権の一つだと思ふのです。そういう形式も、あるいは個人、団体も問わずの陳情・要望となると、その中身、内容、質は千差万別になってくると思ふのです。そういう千差万別な要望を、公平・公正さを確保しながら取捨選択、選別することが、行政対応の重要な役割であると思ふ

のです。公平・公正な行政対応といっても、財源がないとか、あるいは法令規則に反しているということで機械的に選別できる要望なら判断も容易でしょう。しかし、公務員の個人個人の判断が必要となる、いわゆる公務員の裁量権を発揮しなければならない問題が、これが結構要望の中に多いと思うし、そういうことが生じているというところに、この裁量権という難しさがあるのだと思うのです。公平・公正な行政対応の中で、何といても公務員個人個人の裁量行政がいかにか公平・公正に行われるかということが問われているのだと思うのです。この公平・公正さこそ、裁量行政のかぎとなっていると私は思っているのです。公平・公正な裁量権の行使に当たって、どのような心構えを持って臨むべきか、またその基本姿勢を、町長、最後に少し、町長、短くね。次の質問あるので。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 公平・公正を目指して、いわゆる私の公約にも入っておりますし、頑張っているわけではありますが、しょせん人間が判断をするという1つの、先ほど冒頭申し上げました、まず私が判断をし、あるいはスタッフで判断をし、あるいは一定のルールにのっとってやるべきものもあるわけがございますから、多角的に判断をしてやるわけですが、それでも、口で「公平・公正」と簡単に言ってもですね、それが100%ということはないということはあると思っております。そういう意味で、「できるだけ」といういつも言葉を使わせていただきますが、できるだけ公平・公正に行政を推進していきたいというふうに思っております。このくらいでいいですか。

[「はい、いいですよ」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 次に、2つ目の問題に進みたいと思うのですが、板倉町の財政についての見解、認識について、皆さんと共通の土俵に立って、率直な意見を出し合って考えてみたいと思います。今、手元に配付された資料をもとに考えてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

例えば、色や音に対してだけでなく、何事でも感覚というものになると十人十色であることは、人間生まれながらそれぞれ個性を持ち合わせている以上、仕方がないことだと思うのです。測定すれば容易に判断できる物理的な現象でも、感覚となると、さまざまになってくるのは仕方がないことなのでしょう。それが欲望という心の動き、精神状態となりますと、現代の科学技術をもってしてもその程度を測定するすべはないようで、いまだに解明されない問題のようです。板倉財政についても、受けとめ方は人それぞれであると思うのです。そこで、皆さんに今配付しました資料、これは企画財政課が作成した資料です。この資料に基づいて、一緒に考えてみたいと思うのです。

この資料の中に、右側の基金と町債の残高、いわゆる借金残高が載っておるわけですが、右側に載っているのは地方債の残高、いわゆる借金ですよ。この資料の中の町債、いわゆる借金が、そして普通債とその他に分けて載っておるわけです。平成元年から平成22年までの一連の推移が載っておるわけです。この中で、「その他」とある借金の中身の大部分は、臨時財政対策債であるはずですが。実質は国の借金ということなのですが、中里課長、そういうことでよろしいですか。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 議員のご指摘のとおりでよろしいと思います。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 続けて、またお伺いしますけれども、臨時臨時と言って既にもう9年目ですか。国の今の財政状況を見通すと、当分続きそうですね。今のペースが続きますと、臨時財政対策債の残高は将来どのぐらいになるのか、見通しはわからないのでしょうかね、概算で結構なのですから。そして、国の借金であるこの臨時財政対策債の返済と利息は、交付税で責任を持って国が措置すると、支払ってくれるという仕組みになっているということで間違いありません。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 今後の推移でございますが、昨日提案を申し上げました22年度の当初予算におきましては、限度額4億1,000万円ということでございます。しかしながら、23年度以降どのようになるかの推測は、現在はいたしがたい状況でございます。この臨時財政対策債につきましては、地方財政法の第33条5の2に規定された借入れということでございますが、原則、元利償還金合計は交付税措置をされるということであります。しかし、これは理論上の定めでありますので、国の交付税の予算総額によってはどのように推移するか、これもまた毎年度国が定めます地方財政計画によるところが大きいものでありますので、非常に今後の推移は我々としても注意をして見ていかなくてはならないというふうに考えております。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 一方、町の実質的な借金である普通債は、22年度を見ますと、14億8,100万円になるわけですね。現行のようなペースで借金返済を続けると、3年後、平成25年度の普通債残高はどのぐらいになっているのでしょうか。返済予定ですから、大体これは正確な数字が出ると思うのですが、できれば23、24、25と、数字がわかればお示しいただきたいのですけれども。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 23年度を申し上げます。普通債の残高見込みでございますが、9億3,400万円。それから、24年度末でございますが、6億5,900万円。25年度末におきましては、4億3,700万円の見込みでございます。ただし、申し添えますが、これは今後一切普通債の借入れを起ささないということが前提でございますので、ただいま申し上げました数字どおりに推移するかどうかは今後のいかにかわかっておるところでございますので、その点もご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） わかりました。今後借金をしなければという前提でいきますと、普通債の残高は平成25年度、たったというか、わずかというか、4億3,700万円になってしまうわけですね。町独自の借金は限りなく、ゼロとまでは言わないですけれども、5億円を切った4億3,700万円ということになるわけです。この資料を見ますと、平成12年にはピークでこれ65億円あった借金が、順調に返済されて5億円を切るということですから、これは極めて、ゼロとまでは言わないけれども、ゼロに近い借金状態になるわけですね。公債費比率も極めてこれも低くなっていくわけですね。残るは、国の借金である臨時財政対策債だけですね。

この臨時財政対策債は、全国どの自治体でも同じ割合で国から「借金させられている」という言葉が適当ではないかと思しますので、そして、その借金返済も、国が責任を負うことで、県も含めた各市町村は、借金の心配も、公債費比率はどうかどうかなどをカウントすることも必要のないものだと思うのですが、そういうことでよろしいですか、中里課長。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 理論上はそういうことでよろしいと思います。しかしながら、やはり、交付税の今後の国家予算の枠によってはそうもいかないことも出てくる可能性があるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 次に、1枚めくって、2枚目を見ていただきたいと思うのです。基金について伺います。基金は、この資料にもありますように、1枚目の資料にもありますように、この左側にね、財政調整基金とか、減債基金とか、幾つかの名目に分けて基金が積み立てられているわけです。それぞれの基金に条例が制定されて縛りがあるわけです。この条例の制約を受けて、基金の取り崩し、処分は、目的以外自由に使えないと誤って理解している人もいるようですが、この資料の2枚目を見ていただきたいと思います。その7条、処分に関する条項を読んでみてください。7条の2項に、「経済事情に著しい変動等により財政が著しく不足するときには処分できる」という規定があることから、実質的には自由に使えるということが理解できると思うのです。一応こういう規則とかがあるのは、背任だとか横領など法に触れるような使い方はできないと、ごく当たり前のことが条例に制定されていると思うのですが、どうでしょうか、中里課長の見解は。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） この庁舎等建設基金条例7条の処分の規定は、議員がおっしゃるとおりでございますが、1号、2号、3号それぞれございまして、2号がただいま議員が申されました「経済事情の著しい変動等による」ということでございますけれども、この基金を取り崩す前には、当然財政調整基金なるものがございまして、この不測の事態に対応するための取り崩しの順序といたしますと、まずは財政調整基金、それから次には減債基金というような順序で取り扱うべきというふうに見解を持っております。したがって、庁舎等建設基金条例の7条2号の規定は最後の最後に使うべきということで、私としては、認識をいたしておるところでございます。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） いや、私もそういうふうに認識しておりますよ。順位があって、いざというときには自分のお金なのだから、何にでも使えるのでしょうかという意味で私が聞いておるわけですし、まさに今、中里課長の認識と同じなわけです。

そこで、今のような手堅いというか、安全運転というか、財政運営を続けると、基金残高は、余りこの資料から見ますと減っていかないと思うのですよね。そして、平成25年度の基金残高というのは、これもなってみなければわからないことですが、推定すると、中里課長、今の財政運営のようなペースを続ける

と基金残高はどのぐらいになってしまいそうですか。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 非常に予測が困難でございます。25年度末での数値につきましては、申し上げづらいということでご理解をいただきたいと思っております。ちなみに申し上げますが、20年度末と21年度末、今年度末の見込みで申し上げますと、2億2,200万円ばかり前年対比で減少するというような見込みが現在出ております。そんなことで推移をするということなのかなというところでございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 以上のような中里課長の答弁というか説明からも、この資料からも、板倉町の財政を分析しますと、まあ、どこの市町村でもプライマリーバランスが赤字なんてところは国以外はないわけですが、プライマリーバランスも黒字で、いかに健全財政であるかということがわかると思うのです。平成25年度の町独自の借金は5億円を切ると。基金残高もそうは減らないという町の財政バランスとなるわけです。この3枚目の資料をちょっとめくってみてください。3枚目の資料にありますように、板倉町では、下水道会計に平成20年度現在で26億5,000万、これ22年度、今年も入れると、約30億円もの下水道会計の補助金といいますか、繰出金を出し続けながら、このようなバランスシートを維持しているわけですから、健全財政といいますか、余裕があると言わなければならないわけですね。町当局としては、国保会計も、繰出金を、補助金を出しておるわけですが、独自採算が原則の特別会計ですから、本来はそうあるべきなのだと思いますが、国保会計も、今の国会で県単位への一本化という法案が成立するでしょうから、間もなく県単位の運営になるのではないかと思います。それまでにあと3年ぐらいかかるのでしょうかけれども、それまで、この経済不況下でもありますので、一般会計からの繰り出しも何とかやりくりできる財政状況にあるのではないかと思います。夕張市だとか財政再建などという言葉は全くこの板倉町には当てはまらない、別の世界の言葉であると思うのです。

そこで、この資料等、先ほどの中里課長の説明を踏まえて、どのようにこの板倉財政についての認識をしているか。まず荒井課長、それから中里課長もう一回、それと最後に町長の順で、この資料を参考にした板倉財政についてどのような見解を持っているか、お伺いしたいと思うのです。荒井課長には、国保会計も含めて、いつも財政が厳しい厳しいということを強調していますので、その辺も踏まえて答弁いただければと思うのですけれども。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 私の見解ですけれども、まず先ほどの基金の関係ですか、ただ、特定基金が多いわけですね。特定の目的の。例えばこれ、仮に個人の家考えた場合、例えば私でしたら、火災保険とかいろんな生命保険とか入っていますよね、特定の1つの目的で。そういったものを取り崩す場合は、本当に危機的な状況にならないと一般的に取り崩さないですよ。そういった意味で、例えば、今回こういう基金の数字が出ているわけですが、やっぱりそういった部分については、今後何があるかわからないという部分があるわけですね。

「そうじゃない、板倉財政がどうかってことを」と言う人あり]

○健康介護課長（荒井英世君） はい、それと同じ意味と思うのですけれども。例えば、25年度には普通債ですか、5億を切るということなのですから、地方債の関係ですよね。ただ、今後板倉町の状況を考えた場合に、厚生病院にしてもごみについても出てくるわけですから、その辺ちょっとかさんでくるわけですから……いいですか。

「時間がなくなっちゃう」と言う人あり]

○健康介護課長（荒井英世君） では、国保関係。国保関係……いいですか。

「もういいよ、時間切れということです。簡単につて、いいか悪いか  
だよ、認識を」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 私が感じておるものといたしますと、やはり毎年度予算編成に当たりましては、三位一体の改革以降交付税が減少いたしております、基金繰入金を歳入に計上しなければ予算が編成できないという状況が続いているということでありまして、非常にまだ、そういうことがなくなるまでは非常に慎重な財政運営をする必要があると思っております。

また、あわせて、議員先ほど夕張のことをちょっとおっしゃいましたけれども、夕張で何が起こったかということでいろいろ調べてみましたけれども、やはり夕張が財政再建団体に落ち込んだ原因の一つとしますと、いわゆる産炭地でありますから、炭坑の閉山等による人口の減少、それから三位一体の改革によります交付税の減額、こういったものが一つの要因というふうに私は理解をいたしております。この板倉町は、産炭地ではございませんけれども、この板倉町においても、このような急激な人口減少、あるいは基幹産業であります農業等への大きなダメージ等が生じた場合には、まさしく夕張に近づくような状況が生起する可能性もあるというふうに考えておまして、そういったときのための備えとしても、やはり堅実に財政運営を運びながら、蓄えも増やしていきたいというふうに考えております。そういうことでございまして、安易に基金を崩しての事業展開は厳に慎むべきかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） もう何回も青木議員さんと議論をしていて、見解が多少違うのだろうと思っておりますが、まさに一部見方は一致する面もございまして。結局、一生懸命借金なしをしていると。その結果として相当な額が返済金に回っていることで、逆にいう何もできない状態がずっと続いているということであろうと思います。平たく言いますと、この15年から20年間で、積立金、いわゆるすべての基金ですね、の合計が15年度で約45億近くあったのです。それが現在は28億ぐらいに減っています。十四、五億既に減っているのです。ということは、1年間で平均2億ちょっとぐらい減ってきているということでございます。それに対して借金は、平成15年には、これは一般会計プラス下水道の今の話も含んだわけですが、86億ぐらいあったものが今現在六十五、六億と。やっぱり20億ぐらい基金も減った。借金も減っているのですが、基金のほうが、積立金のほうももう並行して減ってきているというような状況の中で、借金のほうが依然超

過の状況であるというふうに、それで議員さんは、その借金の中の内訳が、半分以上はいわゆる臨時対策債であると。国から担保されている借金であろうということですが、その臨時対策債を含んだ交付税が10年間で相当減っているわけですね。20億、25億とあったものが15億……もう12億になっているわけですね。ということをお考えすると、非常に厳しい財政状況であろうというふうに考えます。私も、青木議員さんがおっしゃるような形に年々逆になっていけばですね、この町はまさに何もほとんどないわけでありますから、そういったものを一つ一つ、通帳を見てお金が増えるのを喜んでいるつもりはございませんから、一つ一つ、いわゆる施設の整備も含めやっていくということで、そういう考え方を持っております。ぜひ青木議員さんの言うような形になればよろしいなと思っております。

〔「じゃ、最後に」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 青木議員に申し上げます。間もなく通告の時間になります。

○7番（青木秀夫君） はいはい。

今の町長の数字は、私から見ると作為的につくった数字だというふうに思うのです。臨時財政……私はその区分けして話していますよ、臨時財政対策債はどうかの。そのカウントする基準が違うわけです。今25年度には5億円を切ってしまう借金がですよ、平成12年度には65億円あったのですから、その間60億円の借金を返しながら、基金も多少は減っているということで、基金だってこれはピークから見れば減っていますよ、この資料を見ますと。これは、このピークのときに借金も基金も多かったというのは、ニュータウン事業の中の関連があって増えたのだというのは聞いておりますから、それはまあ置いておくとして、ここはね。要するに、頑張りながら、歯を食いしばって何もやらずに、まあ飲まず食わずとは言わないけれども、飲んで食べるだけで、娯楽費も何も切り詰めて借金を返したということは事実なのです。ですから、私が言いたいのは、それももうほどほどにして、国だっていつ倒産してしまうかわからないのだから、一番危ないのは国なのだから。夕張だの何なのと言っても、プライマリーバランスが赤字なのは唯一国だけなのです。地方は全部黒字なのです。だから、その辺も含めて、さっき中里課長が夕張等何か連想させるような、とんでもないことですよ、それ。そういう誤解を招くような説明はやめていただきたい。

それで、私が言いたいのは、公債費比率がどうかのと言いますと……

○議長（塩田俊一君） 青木議員に申し上げます。通告時間を過ぎましたので……

○7番（青木秀夫君） はい。あと、では30秒。公債費比率だって15%がガイドラインだなんて言われているぐらいですから、10%程度の公債費比率で財政運営をするのなら、まだ板倉町はさらなる借金が30億や40億は十分にできる余力を持っておるわけですし、まだ基金も残っておるわけですから、そういうものを有効に活用しながら、もうちょっと早いまちづくりというか、そういうものを進めたほうがいいのではないかと思うのです。これは答弁要らないですよ、もう時間ないですから。そういう積極的な前向きな財政運営を早目にさせていただきたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

では、以上で終わります。

○議長（塩田俊一君） 以上で、青木秀夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。10時15分より再開いたします。

休 憩 （午前10時02分）

再 開 (午前10時15分)

○議長(塩田俊一君) 再開いたします。

通告2番、小森谷幸雄君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[3番(小森谷幸雄君)登壇]

○3番(小森谷幸雄君) 3番、小森谷でございます。通告書に従いまして、ご質問申し上げます。

まず、平成22年度の予算についてお尋ねを申し上げます。先般の12月定例会におきまして、町の予算編成過程における基本的なプロセス、あるいは考え方をお聞きしました。若干趣は異にしますが、国の施政方針演説におきまして、鳩山首相は、「命を守りたい」をキーワードに施政方針演説を行いました。また、先般の大沢知事においては、群馬県の一般会計当初予算案内示に際しまして、「人を大切にする」予算を説明されております。厳しい経済情勢を踏まえ、景気・雇用対策に重点配分をし、医療、福祉、教育の各分野で人材確保や助成事業を拡充したいと述べられております。また、町長におかれましては、12月定例会の一般質問において、政策の基本を「現実直視、生活重視」として予算編成に取り組みたいと答弁をされております。3者の姿勢は、言葉の違いはあれ、厳しい経済情勢を踏まえ、税収が伸び悩む中、地域の安全・安心確保を目指しての予算編成になったものと思われま

す。予算編成のあり方についてのプロセスや手法もあわせて質問をさせていただきましたが、今後の課題として取り組みたい旨の答弁をされております。行政評価制度や事業仕分けによる予算の透明化が叫ばれたわけでございますが、当町では、従来の方

法にとどまっている感じを強くいたしております。隣町の明和町におきましては、補助金事業を対象にして事業仕分け制度を導入し、結果を予算に反映させるとして取り組まれました。仕分けの成果、仕分け人選任等問題があるにしても、積極的に改革を図る姿勢が感じられております。当町におきましては、昨年、町内5カ所において地区別行政懇談会を実施し、町の置かれている状況を克明に説明いたしております。また、広く町民の意見を吸収し、予算に反映させるべく努力されたことは評価されると思

います。去る2月19日に開催されました議員協議会の席において、平成22年度の各会計の予算案が内示され、概略が説明されました。また、33事業の新規主要事業等の事業名や事業費の説明も、あわせて報告をされております。具体的には、予算編成が終了した内容、背景を受けての質問になると思

いますが、若干重複する部分もあろうかと思

いますが、よろしくお願

いをしたいと思

います。まず、厳しい経済情勢を受けて、減収が叫ばれ、各自治体は前年割れの予算編成を強いられております。当町でも、子ども手当等の計上を見送れば、前年割れの予算となる。そのような状況下でのご質問になるかと思

いますが、歳入面における変化及び問題点についてお聞きいたします。あわせて、政権交代による影響があつたのかどうか、お尋ねを申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

今般の予算編成につきましては、過日の議員協議会でもご説明を申し上げましたとおり、歳入におきましては、町税の関係でございますが、町民税の減収が見られるものでございます。これにつきましては、ご承

知のとおり、景気回復のおくれによる減収ということでございます。また反面、固定資産税におきましては、国有資産所在地市町村交付金と合わせまして微増という状況でございます。また、そのほか、地方譲与税、それから各種税関係交付金につきましては、やはり景気の低迷によりまして減収というような状況でございます。

国の政策からの波及というところで申しますと、子ども手当の創設によります国庫支出金の増、それに伴います子ども手当の歳出の増加というものがございます。したがって、先ほど議員おっしゃられましたとおり、子ども手当の影響をないものといたしますと、前年比ではマイナス1.6%程度の枠組みになっております。なお、臨時財政対策債につきましては、21年度においては、限度額が2億7,000万円でありましたけれども、22年度の限度額におきましては、4億1,000万円というような限度額になっております。これにつきましては、やはり交付税措置等の観点から、限度額まで借り入れをする予定で予算編成をさせていただいてございます。

問題点として、また申し上げますと、依然としてこの予算編成の中では地方交付税への依存度が高いということでございます。ちなみに申し上げますと、自主財源が24億3,200万円でございます、46.5%の状況でございます。これを見ますと、やはり自主財源比率が低いということが言えるかと思えます。これに伴いまして、基金の繰り入れが4億91万円余ということでの予算編成でございます。ちなみに、近隣の市、町の自主財源比率を申し上げますと、館林市が63.3%、明和町が意外と低かったのでありますが62.4%、それから邑楽町が64.1%というような状況でございます、これらから比較しますと、まだまだ板倉町につきましては、自主財源が弱いという状況でございます。これを克服するためには、今後優良な企業等の誘致を成功させて、自主財源の確保を図ってまいりたいというようなことでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） ありがとうございます。

これは、次の質問につきましては、町長のご答弁になろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、33の新規事業及び主要事業が設定されているわけでございますが、町長が先般述べられました「現実直視、生活重視」というものにつながる政策ですけれども、その辺の答弁と、あるいは新規、あるいは主要政策に載らない部分についても、この「現実直視、生活重視」という観点から、特にこういった事業も含めたというような点があれば、その点についてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今回の予算編成に当たりましては、基本的には、もちろん「命を大事にする」ということで新型インフルエンザに関する予算、それから、どうしても身の回りの、特に生活関連の道路が非常に一部ひどい状況が依然として残っておりますので、そういった意味での身近な生活道のインフラ整備に関する予算、それから八間樋橋ももちろんございますし、企業・商業誘致に関する予算、それから防災対策等、これは関連をしますが、町有施設の耐震化の関係に対する予算、それから市町村合併等に対する知識提供と意向調査に要する予算、これは大した予算ではありませんが、そういったものは必ず盛り込むようにという

ことで指示をさせていただきました。そういった結果、わかりやすい、またそれを町民の皆様方に、我々自賛しておりますのは、ちょっと失礼をいたします……これが町の予算書でございます。議員さんはお手持ちですが、これでは非常に専門的でわかりづらいということで、ある意味では公開制度が進んでいる町村におきましては、町民の皆様方に非常に簡略化した、一部写真入り、あるいは今年こういった道路を舗装しますよとか、いわゆる具体性も含め、わかりやすい予算書ということがまず優先するだろうということで、それらも含むわかりやすい予算書を150万円。あるいは地球温暖化対策補助事業、これは先ほどの流れの中では出てまいりませんでした、いわゆる太陽光パネルによる発電ですね、その補助事業200万円。それから、子ども支給手当、これは国の政策の流れとして行うわけでございますが、2億5,000万円強。それから、地域介護福祉空間整備事業2,625万円。小規模土地改良久々谷地区ということで1,800万円、中央公民館耐震事業で320万、これは耐震の診断事業でございますが、というような形で具体的に予算づけをさせていただいております。主な主要事業では、そのほかにですね、緊急雇用創出事業、これが今の不況を何としても脱出させるための事業でもあり、雇用対策にもなるということで、いわゆる国、県を通しての要望の強い事業であります、これを約4,000万円ほど。それから、先ほど話が出ました町単独道路整備事業、例年ですと3,500万から4,000万程度であったわけですが、これを約1億円程度予算づけをしております。その他、中学校の屋内運動場耐震事業等々予算づけをさせていただいております。そういうことです。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今、町長から、新規あるいは主要事業についてのご説明があったわけでございます。基本的には、今の経済情勢を踏まえた中で、当然町の安心・安全を確保するための諸施策が述べられております。その中で、またわかりやすい予算書ですか、そういったものが新たに町民の皆様方に配布されるということで、町民の見る目線というものも、そういった目では一段と厳しさが増してくるのかなという感想を持っております。

また、若干重複をいたしますが、その中で、特に21年度、もうすぐ終わるわけですが、それと22年度の予算の中で、大きな相違点、あるいは余りないのかもしれませんが、小さな自治体にとっては予算規模が小さいですから、あえて重点施策にたくさんの予算を配分するということはなかなかできかねるかと思っておりますが、その辺のことに关しまして、21年と22年を比較した場合に、ここがこう違うという部分で特に強調されるような施策がありましたら、お願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 21年度に比較しての特筆というご質問でございますが、これにつきましては、何といたしましても子ども手当の創設でございます。この子ども手当につきましては、22年度当初予算におきまして、今年4月から来年1月までの10カ月分の手当の予算措置をいたしたところでございますが、この総額が2億5,290万2,000円という予算規模でございます。

そのほかには、町長の先ほどの答弁に重複すると思っておりますけれども、緊急雇用対策による労働費の増加ということで3,930万9,000円を、これは人件費でございますが、予算措置をいたしたところでございます。

それから、町道の整備でございますが、これは、町単独の道路整備事業の予算として9,582万円を予算措置いたしております。こちらにつきましては、前年対比で6,100万円余の増額ということでございます。

それから、学校関係でございますが、昨年は東小の耐震大規模改修工事がございましたけれども、この事業が完了いたしましたので、教育関係では2億5,000万円余の減額というようなことが、前年に比較しての特筆すべき相違点と言えるかというように考えております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） ありがとうございます。

次の質問に入らせていただきます。先般から問題になっております特別会計の問題でございますけれども、特に一般会計から特別会計の拠出金についての問題点、あるいは課題点について、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

当然のことながら、一般会計から特別会計に対する拠出金というのがありますが、特別会計そのものも、あるべき姿は独立採算制ということが望まれているわけでございます。そういった中で、安易に一般会計から特別会計のほうに拠出金が繰り出されるという問題については、やはり当局としてもう少しその内容を検討した上で、やはり削減を真剣に考えていくときではないかというふうに思っております。特に、負担の公平性、あるいは持続可能性を確保するという観点から、また言うまでもなく一般会計から繰り出されるお金も町民の税金であり、本来ならば投資的な予算に計上されることが望ましい姿でございます。受益者負担の原則に立ち返り、審議を積極的に進めるべきではないかというふうに思っております。

若干話がそれますが、平成17年度から取り組まれた板倉町集中改革プランも、今年度21年度が取り組みの最終期間でございます。その中身の成果が問われるところでもございます。特に集中改革プランの中で、さきの一般質問でも触れさせていただきましたが、改革プランにおける補助金の改善や自主財源等の取り組み概要が記載されております。当然のことながら、財源確保は、企業誘致等による自主財源も対策の一つであります。拠出金の削減もある意味では自主財源確保の一つであると考えられます。その対策が急務であるとの認識の中で、改革プランの中に位置づけされたものと思われま。特にプランの中に記載されております「特別会計にかかわる拠出金のあり方を再検討し、縮減を図る」。また、「滞納整理等を実施し、税率をアップさせる」とも記入がされております。当然のことながら、重点施策の一つとして、改革プランの中に今述べたようなものが記入されていると思っております。その対策改善に向けて検討されるということでございます。集中改革プランについて、今申し上げた特別会計への繰出金と滞納整理の問題があるわけですが、プランの中身をざらんになった方もおられるかと思っておりますが、「21年度まで検討」と、そういう文言が記入されておりますが、その内容については、当初プランを作成した段階で、いろいろ1年ごとにローリングをしながら検討されたと思っておりますが、そういったものについて、取り組みについての成果、特に削減効果と改革プランとの連動性についてお尋ねを申し上げます。これはどなたでよろしいのでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 改革プランで定められておりますその内容とこれまでの推移がどのように差があるかにつきましては、非常に思うように進んでいないというような感覚で感じざるを得ないところでございます。一般会計から特別会計への繰出金と申しますか、拠出金でございますが、22年度の予算案で申し上げますと、老人保健特別会計への繰出金が6,000円。これにつきましては、この老人保健特別会計、22年

度で最終年度になりますので、わずかということでございます。次に、後期高齢者医療特別会計繰出金が3,437万7,000円。それから、国民健康保険特別会計繰出金が2億949万5,000円。介護保険特別会計繰出金につきましては1億8,051万2,000円。下水道特別会計繰出金が1億6,604万円という計上でございます、合計いたしますと、5億9,043万円という規模になるわけでございます。

この各特別会計につきましては、主に費やされる費用といたしますと、事務費、人件費等がございますが、こちらにつきましては、基本的には法定分での繰り出しで賄う部分ということと言えます。下水道特別会計につきましては、やはり人件費、事務費ありますが、一番大きなものとしますと、起債の元利償還金として1億2,000万円余が見込まれるというものでございます。国民健康保険特別会計で申し上げますと、当然法定分でございます事務費、人件費、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等で8,990万円を繰り入れ、繰り出すということもございますが、これとは別に、赤字の補てん分といたしまして1億1,959万円を見込んでおるとい状況でございます。この赤字補てん分でございますけれども、平成19年度から発生をいたしております。19年度の決算ベースで申し上げますと、7,263万円の繰り出しでございました。20年度の決算ベースで6,450万円ということで、19年度に比べますと、額がここの年では減少いたしておりますが、この理由といたしますと、後期高齢者医療制度が始まった年でございます、こちら国保の繰り出しは減少いたしましたけれども、別途後期高齢者医療制度へ1億4,000万円余を新たに繰り出しているという状況でございます。でありますので、トータルしますと増加したということをご理解をいただければよろしいかと思いません。

なお、今年度、21年度は、予算ベースでございますが、9,339万円の繰り出しが見込まれているというところでございます。さらに来年度、22年度の予算案では、赤字補てん分といたしまして1億1,959万円を繰り出す見込みということでございます。館林市及び郡内のそれぞれの市、町の予算総額に対します拠出の割合を申し上げますと、板倉町におきましては、予算総額に対して1.81%の拠出でございます。以下、明和町が0.7%、千代田町が0.51%、大泉町が0.34%、それから邑楽町が0.79%というような割合でございます、郡内各町を比較しても板倉町は突出した割合で拠出をしていると。館林市におきましては、これまで赤字補てんによる拠出はなしということでございますので、やはり館林邑楽1市5町の中でも、板倉町は群を抜いた割合で国保会計へ繰り出しをいたしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今、中里課長からご答弁があったのですが、ちょっと先を超された部分もあろうかと思えます。若干重複しますが、ご容赦願いたいと思えます。

まず、今先ほど改革プランということでご案内をさせていただいたのですが、当町においては、総合計画を初めとして、いろいろ5年あるいは10年スパンの中で計画が立案されているわけでございますが、そういった中身と各課における事業の整合性、進捗状況とか、そういったものを定期的に見直す時期とか、そういった組織的な中で機能をしているかどうか、その辺をお尋ね申し上げます。これ中里課長ですか、町長ですか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議員ご指摘のように、一般会計からの繰出金、各特別会計に繰り出している部分があるのですが、新年度予算の投資的経費、総予算の中ですね、たしか3億から4億の間と。五十何億の中で投資的経費がわずかそれだけということでございまして、その数字より以上の、いわゆる先ほど申し上げました約5億円強の各特別会計への繰出金があるということは、まさにそれを適正化することによって、いわゆるほかの事業展開がスムーズにいくということも当然あり得るわけですので、その改善等を当然指示をしておりますし、また先ほどありました滞納整理の関係についても、極力強力に、計画プランに沿っているかどうかは別として、私が就任以来指示をしております。ただ、それぞれ、各審議会とか、私が指示しただけでは、先ほどはもしかしたらそれを指摘したのでしょうか、行政は圧倒的力を持っているみたいなことの先ほど質問がありましたが、各例えば国保については国保審議会とか、値上げしていただきたいと、例えば、思いましても、その審議会で十分議論がなされた上での結論ということになっておりまして、そういう意味で、その改善を各審議会に、あるいは議会さんも含め、検討のお願いを強くしているところでございます。しかしながら、比較的議員さんの傾向として、国保等に見ますと、加入者代表、いわゆる負担をずる代表者側はやむを得ないと、例えばですね。しかし、有識者である議員さんが値上げすることはいかななものかということで、総合的に財政を考えていただけない、ある意味ではそういうもどかしさもあるところでございまして、しかし、審議会の意見もある程度尊重をしなくてはならないということもございまして、現在はなかなか集中改革プランにのっかってお願いをしながら、ただそういう民主的な手続を踏んだ上でという形の流れの中で、現実的には計画どおりには進んでいないということが事実でございまして。

それから、滞納整理等につきましては、一生懸命優秀なスタッフを備え、今までは過去何十年間か郡内でも最低レベルの滞納整理の結果でございました。これは、だれしも嫌なことでもございますが、逆に公平・公正から見れば、いただける人には当然いただくという、ある意味では血と涙と両方持っている役職の部門でございまして、それを今まで放置してきた結果、滞納も相当な額に上がっていることから、私は涙も持っていますが、血もあるということで、強力に、逃げ得とか俗にいう世の中の評価で、取れるところからはやっぱりちゃんとしっかりとその責任を果たしていただくという意味で、滞納整理の強化を、恐らく皆様方が想像する以上に、国税局、あるいは館林の税務署等の指導もいただきながら、強制査察等に近いような形まで踏み込むよう状況をつくり上げてきております。一応努力しているということです。述べましたが、いろいろ。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 中里課長及び町長からの答弁で大分お答えもいただいておりますが、次の2点について、健康介護課長からご答弁をいただければありがたいと思います。

1つは、今話題、当然問題になっております国保の関係でございましてけれども、いろいろ課長みずから努力されて、審議会等を開催していろいろ調整を図っていると。そういった中で、今回議員協議会で出された案でございましてけれども、基本的には約300万以下で76%の人たちは影響を受けない、場合によっては引き上げはないというようなご説明もあるわけでございます。そういった中で、予算には当然計上されておるわけでございますが、今後の先行きの見通し等についてお尋ねをさせていただきます。

それと、もう一点、滞納の関係で町長からご答弁があったわけでございますが、先般のちょっと古いのですが、12月ごろ上毛新聞によりますと、2008年度で37市町村あるわけでございますが、今度合併になります

けれども、六合村さんを除いて県全体で88%ということで、9割を割り込んでしまったというような情報が伝わっております。当然いろいろ割る理由については問題点とか課題があるのでしょうかけれども、ベストファイブで上野村、甘楽町、南牧村、孺恋村、六合村と。ワーストが何か東毛地域に偏っていると。当然地域性とか産業構造の違いがあるでしょうけれども、特にワーストファイブについては、桐生市、館林市、太田市、伊勢崎市の4市と大泉町の1町と。当然ランキングですから、板倉町はベストファイブとワーストファイブには載っておらないのですが、大体何番目ぐらいなのか。あるいは、先ほど滞納整理が進んでいるということで町長からご答弁があったわけですが、その辺の取り組み状況ですか、こういった形で改善をされてきていますよというようなところで具体的な進展があれば、その2点についてお尋ねを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 国民健康保険特別会計の状況と対応ということなのですが、状況については、先ほど集中改革プランの中で中里課長がちょっと申しましたので、ちょっと省略いたしますが、確かに議員さんのおっしゃるとおりで、一般会計からの繰入金ですけれども、赤字補てん分ですけれども、確かに年々上がっています。あと、先ほど、受益者負担の原則に照らしていきますと、やっぱり負担の公平性の確保の問題、それから国保自体の持続の可能性、そういった問題から考えても、こういった状況を何とか克服しなければならないと思っています。

これからの見通しということなのですが、年々医療費が3%か4%ずつ上がっています。そうしますと、例えば来年度赤字補てん分が約1億2,000万ですから、それから推定していきますと、23年度では1億5,000万、24年度は1億8,000万近くでどんどん上がっていきます。やっぱりこうした赤字補てん分が増大していったら、基本的に町の税、国保税、それが横ばいで推移していますから、なかなか税が追いついていかないという状況があります。では、これをどう克服したのがいいかという部分で、やっぱり税率の見直し、これ議員協議会の席上で細部説明いたしましたけれども、その辺の改善を図っていかなければならないと、早急にと思っています。

今回見直しのポイントですけれども、先ほど議員さんがおっしゃいましたけれども、低所得者、300万収入にいかない人が76%近くいますので、そういった方たちのことを踏まえまして、税率の改正、その辺も検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） もう一つ、ランキングは何番目ぐらい。

[「長谷川課長です」と言う人あり]

○3番（小森谷幸雄君） 済みません、申しわけないです。

○議長（塩田俊一君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） それでは、私のほうから、県内の状況についてご説明させていただきます。

先ほど小森谷議員さんおっしゃったとおり、この間新聞報道がなされたわけですがけれども、ちなみに20年度の、これは現年度になろうかと思えますけれども、本町の収納率及び税でございましてけれども、このときに県平均は88.47%にあるわけですがけれども、その中で、板倉町においては93.43%で、税については14位の位置にあります。また、館林、邑楽郡においては明和さんがいいのですけれども、明和町を0.13%上回って館林・邑楽郡においてはこの時点では1位になっております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） では、次の質問に入らせていただきます。

時間の関係もございまして、手短かにお願いをしたいと。大変失礼でございまして、一言だけご答弁をこの問題についてはお願いしたいというふうに思います。

保健予防ということで、当然のことながら医療費抑制、その反面には当然健康をいかに増進させるかということで、食生活、あるいはスポーツ、健康診断、トータル的な予防策が当然講じられなければならないということで、国ですと「健康日本21」、群馬県ですと「元気県ぐんま21」、お隣の明和ですと「健康めいわ21」と、こういった先ほどから問題になっている計画でございましてけれども、当町でもそういったいわゆるトータル的な問題について、施策あるいは計画を策定して取り組んでいるのかどうか、1点お尋ね申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 板倉町における体系的な健康増進計画ということなのですが、現在、これ手元にあるのですけれども、こういった形で、「板倉町健康増進計画（2006～2010）」、5年間でございまして、「ひまわり健康21」とあります。基本的な健康づくりにつきましては、これに基本的に基づいて、これに基づいて一応事業を実施しています。ただ、皆さん、社会状況ですから、かなり変わりますので、これを例えば年度ごとに細部を見直ししまして、実際は実施している段階です。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今プランの小冊子を拝見させていただいたわけですがけれども、やはりこういったプランが町民にも広く多分行き渡っているのかなという感覚はするのですけれども、やはり一般町民の目線に触れる中で、行政側の情報を発信して、なるべく町民全体がその利益を享受できると、そういったやっぱり関係が大切なのかなというふうに思っております。プランを、あるいは計画を策定してエンドではなくて、その計画に沿って1年ごとに何をしていくかと。その進捗状況を検証しながら、プランに沿った中身が実行されると。そういったことが非常に大切なのかなというふうに思います。

時間の関係で次の質問に入らせていただきます。児童の健全育成ということで、前置きは別にさせていただいて、現在学童保育でございまして、町内5カ所で運営をされておるといふように伺っております。東地区ではひまわり幼稚園、そらいろ保育園、西地区ではまきば幼稚園とみつばち学童クラブ、南地区においてはそらいろ保育園、これについてはバスの送迎というようなことも伺っております。また、北地区におきましては、保育園の施設を間借りしているというような状況で学童保育が運営されているといふように伺っております。各施設とも、あるいは距離的、あるいは施設のいろいろ問題を抱えた中での運営を強いられていると。そういった問題点に関しまして、行政側は、今の問題点をつかまえた上で今後どうしていきたいの

か、その辺についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 北山福祉課長。

[福祉課長（北山俊光君）登壇]

○福祉課長（北山俊光君） 確かに今、学童クラブ5カ所ございます。ちなみに、それぞれの状況をちょっとだけ話させていただきます。

まず、みつばち学童については、西小学校区を対象に33名の子供たちが通っております。ひまわり学童については、東、南、そして西小学校を対象に15名、まきば学童につきましては、東、南、西を対象に13名、そらいろについては、東、南小学校区を対象に30名の子供たちが、そして最後になりますが、北保の学童クラブですが、北小学校区を対象に4名の子供たちが通っておる状況でございます。

確かに、学童クラブは、放課後学校から家へ帰っても保護者の方が仕事とか家庭の状況で面倒を見られない、そんな状況を緩和して、安全な場所で遊ばせると。そんな状況であります。現実的には学校の近くに学童クラブがあれば一番よいと思うのですが、現実的には受け入れている学童クラブについてはまちまちでございます。そんなことから、例えば、南については、東のそらいろ学童クラブが送迎バスを仕立てて迎えに行くような状況。また、北保については、まだ去年から始まったばかりなのですが、4名という少人数でありますので、現状のままでいければと考えております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今課長からご答弁があった内容ですけれども、それは現状を踏まえた上で、数の問題とかいろいろ施設の問題とかで現状を追認していきたいというような答弁かと思っておりますけれども、やはりそういったものがきちんと施設が拡充、あるいは運営がきちんとされないと、北は4名だからいいのだと。もう少し内容的にいいものができていけば、もう少し預けたいという親御さんもおられるかと思えますし、南地区については、わざわざバスで迎えにいったら、そらいろまで連れてきていただくと。こういったものが将来的にやはり私は問題だという認識に立つわけですけれども、やっているだけいいではないかというような考え方もあるでしょうけれども、やはり行政サービスの一環として、次年度はこういう形にしたいなど。そういう部分も含めて、再度ご答弁をいただければと思っております。

○議長（塩田俊一君） 北山福祉課長。

[福祉課長（北山俊光君）登壇]

○福祉課長（北山俊光君） 学童については、そんなことで5カ所の今受け入れが現実的に行われている状況。そんなことで、これからもその学童さんをお願いをしていくということで、私のほうでは考えております。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） なかなかちょっと、前向きなご答弁をいただきかけたのですけれども。やはり行政側もそういったところを現状追認、是認をしていくということも一つの考え方であるでしょうし、人の問題とか予算のところをお考えになって、現状からワンランク上の学童保育ができないというような、いろいろのよろもろの諸要因があるかと思っておりますけれども、ぜひ財政的な裏づけも大変貴重なものになりますけれども、そういったものをひとつ踏み越えて、なるべくならばもうワンランク上の学童保育を目指していた

できればというふうに思っております。

それと、次の質問に入らせていただきます。放課後児童など、子供たちの安全で健やかな居場所の確保を図るための施設運営や指導者の育成について、これは教育委員会と福祉課両方にまたがる問題かと思いますが、その辺の運営について、現状は多分やっていらっしゃらないと思いますけれども、今後の方針とかあれば、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（塩田俊一君） 北山福祉課長。

[福祉課長（北山俊光君）登壇]

○福祉課長（北山俊光君） 今の今後の施設あるいは運営なのですが、学童については、今言ったように、施設運営、あるいは施設についても運営についても自助努力をお願いしていければと、そんなふうに考えております。

おのおの条件が違いますが、子供たちの健全育成を図るということは、目的は同じだと思っております。そんな中で、学童についても、今言ったように自助努力が第一であります。また、前向きな姿勢ということも考えないわけではございませんが、いろいろある子育て支援センターとか、あるいは今公民館という話が出ましたが、公民館の話等も進めていければと考えます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいまの議員さんの問題点ですが、非常に重要な問題であろうと思っております。しかし、予算等の関係がということもいつも出のですが、加えて、やっぱり基本的には教育の一環でございいますから、逆説的にいうと、100%社会が完備したら親は働くだけでよいのかと。要するに一生懸命働くだけで、子育ては、要するに全部もういわゆるある意味では公、あるいは民が引き受けて、それで果たして今後のいわゆる日本のあり方としてよろしいのかどうかというのを個人的に疑問を持っております。いわゆる私の家が過去に、ちょっと例を挙げますと、手がなかったものですから、ゼロ歳児から子供を預けました。保育園で4時で迎えにきてくださいと。7時まで預かってくれと言ったのですね。そしたら、保育園の先生が、「赤ちゃんなんですよ、全部預けてそれでよろしいんですか」と。やっぱり赤ちゃんはもう時間になると家に帰りたい、親の顔を見たいということで、ですから、大変でしょうけれども、仕事ばかり、お金ばかりが世の中ではないでしょうみたいなことを言われたこともありましてですね。ですから、自助、みずからやる分野と、公助をいかに、いわゆる民、あるいは公でやる部分をいかにかみ合わせるかということの難しさをかんがみながら、しかし、今の時代、高齢化社会の中で若い人たちに働いてもらわなくてはもう経済成長が全くマイナスになるわけですから、公なり民なりのいわゆる出番は多くなってくるだろうと思っております。いろいろ明和町の事例等も含め、明和町は児童館をつくりましたが、この後児童館の話は出てくるのだと思うのですが、児童館をつくったら、逆に箱をつくったら預けがなくて、4名の預け入れを4名の先生が見て、大きなすばらしい児童館が空っぽという、失敗したというような事例もありまして、いろいろですね。加えて当町財政も厳しいわけですから、慎重に、ただ、いわゆる公が素直に全部手を差し伸べてしまってもいいのかという問題点もありますので、慎重に熟慮しながら対処したいと思っております。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 教育委員会といたしましても、子供の居場所づくりというようなことで、公民館を拠点といたしまして4公民館で実施をしております。21年度、今年ですね、「公民館に集まろう」という事業でもって、子供たちに年15回ほど居場所づくりを提供しております。内容的には、自主学習、体験教室等を含めた教室を実施しております。これにつきましては、20年度の利用でございますが、中央公民館で19回、参加人数が436人、東部公民館で17回、参加人数が358人、南部公民館で18回、参加人数が207名、北部公民館で18回実施をしております、参加人数が384人。合計で年間72回、参加人数が1,385人ほどの参加で実施をしております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今のご答弁は、放課後子どもプランですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○3番（小森谷幸雄君） そうですか、わかりました。

公民館を利用する放課後プランということで、これは学校の中で云々ということではできないのですか。やっぱり公民館に移動しないといけないということなのでしょう。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 今説明が足りなかったわけですが、放課後子どもプランというのは平成19年度に新しく創設された事業ですが、その中では、確かに学校のそういう空き教室等を使ってということがあるわけですが、いろいろ検討をした結果、防犯・安全上とか経費の関係とかあるものですから、公民館で子供からお年寄りまで実際に利用しているものですから、そちらのほうでということで現在も実施しております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 最後のご質問になるかと思いますが、2つほどお伺いをして終わりにしたいというふうに考えております。

これは私の考え方でございますので、行政側がそれをすぐやるやらないは別として、基本的には小学校を1つの単位として、いろいろそういった施設が活用されるということが非常に大事なのかなというふうに思っております。当然その中で、休眠している施設とか、あるいは小学校の余裕教室を利用して、さまざまな取り組みをされている先進事例はたくさんございます。そういった中で、いろいろ施設をつくるつくらないは別として、ソフト的な部分でご努力をいただければ、先ほどありましたように、公民館も児童館としての機能を持たせることもできるであろうということで、現状をどう理解して、先行きどう改善をしていくかと、こういった仕組みづくりが非常に大事なのかなというふうに思っております。

それから、もう一つでございますが、現状、西保育園の跡地でございますけれども、ひまわりキッズさんが親子サロンをやっております。1つの例として、空いているところがあったいなということもありませんけれども、ああいった施設を1つのモデル事業として、児童館なら児童館という位置づけで再生をさ

せていくと。そういった場所、あるいは絵本の読み聞かせとかリズム体操、将来的には子育て講座、親子サロン。実際親子サロンとして利用されているわけですので、そういったものも保護者の方たちとよく検討、相談をされながら、あるべき姿を求めていくということも行政の一つの仕事であるというふうに思いますが、その辺についてのお考えをお尋ね申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小森谷君に申し上げます。間もなく通告時間になりますので。

○3番（小森谷幸雄君） はい。

○議長（塩田俊一君） 答弁等も簡単をお願いします。

北山福祉課長。

[福祉課長（北山俊光君）登壇]

○福祉課長（北山俊光君） 先ほど児童館という話が出ましたけれども、児童館については、いろいろ条件的なものもあります。ただ、町でも、児童館について全く否定しているわけではございません。利用希望等も出ておりますので、今後とも考えていきたい、検討していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） それでは、いろいろプランとか計画とか、いろいろ町で立案をされております。そういった中で、やはり学童育成のための先般も会議が行われたみたいでございまして、次世代育成支援行動ということで、何か5年がたちまして、あと5年先を見直すというような見直し案がいろいろ審議されているような話も伺っております。そういった中に、今私が申し上げたような内容が町民アンケートのもとで計画がされておるわけです。そういった計画が実際どういう形で検証されて、できるできないも含めて評価されているか。ですから、こういった子供だけに限らず、町の財政についても、総合計画にしても、いろいろな計画があるわけですが、そういったものが計画を作成された後で、町民目線で見た場合に、どう進捗しているか、そういったものも今後の課題になるというふうに思っておりますので、その辺を今後の仕事の一環としてぜひトライをしていただきたいということでお願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（塩田俊一君） 以上で、小森谷幸雄君の一般質問が終了いたしました。

次に、通告3番、荻野美友君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

あらかじめ申し上げます。荻野美友君の一般質問は12時を過ぎると思われますが、ご了承ください。

[11番（荻野美友君）登壇]

○11番（荻野美友君） 11番、荻野美友です。それでは、一般質問をさせていただきます。

町長におかれましては、当選以来約1年半、町のトップとして1万6,000人のために町政全般にわたり、実績というのですか、経験というのですか、それを十二分に発揮して町のために頑張っておられますことに、まず敬意をあらわしたいと思います。また、先ほどお二方の質問は非常に数字的なことが多くて、ちょっと頭の痛くなるようなこともあったと思いますけれども、私の質問はいたって簡単でありますので、軽い気持ちでご答弁願えればありがたいと思います。

私の質問は、他町村の子ども議会、あるいは中学生議会、また当板倉町でも実施した経緯があると思いま

すが、いたって簡潔明瞭でありますので、わかりやすいご答弁をいただきたいとお願いいたします。

まず初めに、大見出しにあります安心・安全な町づくりという大ざっぱな質問でございますけれども、「町づくり」とはどんなものか、いろいろな方がいろいろな立場であいさつに使っております。私などもたまには子供の前で言うこともありますし、町長もいろんなあいさつで申し上げたこともあると思いますし、特に国会議員等はよくおっしゃる言葉だと思っておりますけれども、なかなか、簡単でわかりにくいと、そんなふうにも思っております。また、「同じ目線に立って」なんていう言葉もありますね。それも同じような言葉だと思っておりますけれども。私が考えるには、安心とは、一口に言えば不安のないことだと。また、「落ち着いて安らかな心でいること」なんていうのは字引を引いたら書いてありましたし、安全とは危険のないことだと思っておりますが、そんなことは到底100%ないに等しいと思っております。昨今の自然災害、あるいは人間同士のいろんな考え方の相違、また食べ物だとか、交通だとか、防犯等々、数えたら我々が生きていくために全般にわたってあることだと思っております。私なりに考えますと、安心・安全とは、みんなで協調しながら、前向きに、知恵を絞って、いろんな目的に向かってみんなで努力すること、そんなふうに思っておりますけれども、初めに、町長にそんなことについて一言お聞きしたいと思っております。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 私も、商売柄といいますか、今の立場で、まさにご指摘のとおり、「安心・安全を求め」とか、「安心・安全な流れの中で」とかという言葉を使わせていただいております。その前段を私は必ずつけております。今日ほど日本の社会は、これほど成熟したのであろうか。言いかえれば、「安全・安心」を口に出すと切りがないということも逆の面ではございます。いわゆる、例えば空気から始まって、鼻から、口から入るものから、食うことからですね、あるいは排せつまで、もちろんそれからまた言い方をかえれば、生まれてから死ぬまで、まさにすべての面に安全・安心があるわけでございます。どれ一つ欠けても例えば生きていくわけにはいかないような要素の中で、そういった言葉が流行してきているというのは非常にぜいたくな社会、成熟社会になっているのだなと。それで、また逆に言えば、その対応は非常に千差万別、難しいなということで考えておまして、総合的には荻野議員さんが言われるとおりでござっております。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） それでは、幾つか申し上げます質問等について順にお聞きしてまいりたいと思っております。

初めに、小・中学生の道徳教育ということでございます。道徳とは、個人が守るべきこと、またいろんな決めたことをみんなで守らなければならないことだと思っておりますけれども、一口に言えば、法律と違って守らなくても罰せられないと、私はそう思うのですけれども、教育長、それで間違いはないですか。

○議長（塩田俊一君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 法律とかと比べますと、非常に幅の広いものだと思います。一般性というのですかね、一般的にみんなが納得し得るものかなというふうに思います。それと、道徳観念についても、細かいところではみんな違うわけですね。そういう中で、みんなが納得できるマナー等、そういうものが道徳かな

というふうに感じております。

〔「非常に、守らなくても……」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） はい。失礼しました。しばらくぶりでございますので緊張しておりますので。

まあ、いずれにいたしましても、いろんな社会で、大人の社会でも子供の社会でも同じだと思いますけれども、非常に守られないことが多いのではないかと思います。たばこを吸う人に対しては失礼かもしれませんが、別にそこで吸ったから悪いということではないのですけれども、吸わない人がいっぱいいれば、吸わないのが道徳に反しないと……

〔「私だよね……」と言う人あり〕

○11番（荻野美友君） そんなふうにも思います。我々の子供のころは3世代が一緒でございまして、兄弟も五、六人は普通でしたね。多い家では1ダースなんて方もおりますけれども。また、学校へ来るときも、家へ帰ってからも、もう先輩とかみんなと一緒に遊んだのですね。いろいろ遊んだので、自然にいろんなことを覚えたような気もいたします。また、じいさんやばあさんがいろんな昔話をしてくれました。非常に私も今になってみるとためになっていると思います。そんな中で、「カメとウサギ」さんという話がありますね。このお話はだれでも知っていると思いますよ、「カメとウサギ」なんて話はね。ウサギがあつた山までカメに競争しましょうということなのです。競争して勝った負けたというのならそれは簡単ですけれども、ウサギは途中で昼寝をしてカメに負けた。いつの間にかカメが山のとっぺんのほうまで行ったので、慌てて行ったという話なのですけれども、駆けっただけではなくて、いろいろな意味も含めてのお話だと、そんなふうにも思っているわけでございます。

小菅課長、よく小菅課長というのは今回出てきますけれども、「北風と太陽」というお話を知っていますか。

〔「はい、知ってます」言う人あり〕

○11番（荻野美友君） 皆さん知っているよ、この話は知っていると思いますけれども、では、ちょっと話していただけますか。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇〕

○教育委員会事務局長（小菅正美君） ええー、旅人にですね、北風と太陽がコートを脱がせるので、どちらが先に脱がせるかというお話だったかと思いますが。

〔「そうですけど、内容、それで終わりですか」言う人あり〕

○教育委員会事務局長（小菅正美君） ええ、まあ……。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） まあそういう話なのですけれども、あれなのです、風がその旅人の外套を脱がせるために猛吹雪というのですか、顔を三角にして、変なあれで、ビュービュー脱がせようとしたのですけれども、とうとうその旅人は脱がせられなかったと、脱がせなかったと。太陽は柔らかく優しくしていたら、旅人は気持ちよくなって外套を脱いだと、そんな話であります。

それはそれとして、本来ですけれども、小学校、中学校等の町内の道徳教育というのですか、先ほど言っ

た、そんなことはどんなふうに最近はやられているか。また、実際はそんなに必要ないので、やられていないか。その辺のことを、教育長、お願いしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 小・中学校道徳教育ということですが、板倉町ということではなくて、全国でね……

[「はい、結構です」と言う人あり]

○教育長（鈴木 実君） ……ということにとらえていただければというふうに思います。小学校、中学校の道徳の時間は年間35時間、年間35時間というのは週1時間と考えていただきたいといます。週1時間で35週というとらえ方をいたします。年間35時間設定されております。そして、その中身ですけれども、思いやり、親切、勤労、奉仕、あと家族愛などということです。8項目に関する読み物資料が載っています副読本を読み、主人公の気持ちに迫りながら、今までの自分自身を見つめ直すという授業が一般的な授業でございます。文部科学省から配布されております「心のノート」を使用する先生も増えてきていますし、また自分で自作の教材を使って、教師みずからが教材を作成して児童・生徒に道徳的な価値に迫らせようという取り組みも増えてきております。学習指導要領においては、「道徳は、道徳の時間だけに限らず、すべての教育活動の中で展開されているもの」というふうに明記されておまして、道徳的な心情の育成や道徳的実践力の育成に力が注がれております。

また、道徳教育と相まって、今結構重きをなしているのは人権教育というのがございます。人権教育と非常に密接に関連しておまして、群馬県教育委員会におきましては、女性の問題、あと子供たち、高齢者、障害のある人たち、あと同和問題、あと外国籍の人たちとか、エイズ感染者等の人たち、あとハンセン病の元患者の人たち、犯罪被害者等、それとインターネット等による人権侵害、そのほかの人権問題に関する11の重要な課題を設定して、これの解決に向けた取り組みも進めております。そこにおいても、思いやりの心や相手を敬う心情をはぐくむことをねらいとする道徳教育の果たす役割は非常に大きいというふうに考えております。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 35時間ですか、非常な時間を費やして教えているということでもありますけれども、やはり一番大事なのは親だと思えます。学校で教えるのもあれですけれども、なかなか、教えて覚えるということは非常に簡単そうで簡単ではないのですね。やはり、いろいろあると思えますけれども、どこの家庭でも親の後ろ姿を見て育つということも考えられます。そこで、家庭生活についてのご指導等もやっていただければありがたいと思えます。

そんな中で、この間バンクーバーオリンピックというのがありますね。そこへ国母という人が何とかスキーって出たのですけれども、何かちょっと行いがよくないということで開会式には出られなかったのですけれども、あの人は奥様がいます。やはりああいう人は奥様もらうのは早いと思うのですけれども、非常に道徳心には欠けていると思えます。また、相撲で朝青龍が、最近何だか、あの人は前からですか、いろいろ問題を起こすということで破門にもなったり、先に立つような有名な人があんなことをしているので、非常に困ったと私は思っております。タイガー・ウッズなんて人もいますけれども、この人は病気だそうで

すので、これはやむを得ないと。でも、かなりいろんな社会に迷惑はかけたのではないかと、そんなふうにも思います。いずれにいたしましても、子供には道徳教育をびっしりとつけてやって、板倉町から余り、大人になっても先ほど言ったようなことがないようになればいいなと思います。

次、通学道路のことなのですけれども、安心・安全の子供の通学のことなのですけれども、逃げ込み家というのですか、家へ旗を立てておく家がありますね。あれがあって非常に結構だと思うのですけれども、ああいう家ですね、いろんな何か実績ということはないのですけれども、何か逃げ込んだり、またああいう家からのいろんな何かのお話等があったかないか。あとは、何か情報ですね、そういう家からの何かこんなことがあって困っているだとかあだとかということがあったかないか、今まで。

それと、同じあれなのですけれども、南地区で駐在がなくなりました。非常に我々も、「議員として何してんだ」って言われましたけれども、別に我々がいたっていなくたってだめはだめなもので、最近では山のほうで署が2つぐらいまたなくなるなど、そんな話も聞いておりますけれども、警察のことだから、増えたとか、こんなことがあったということはなかなか聞けないと思うのですけれども、何かそのことで参考になることがあったら、小野田総務課長ですか、それは。そっちのほうからお話、初めは違うのですけれども、初めのことはだれでもいいのですけれども、後のことは総務課長ね。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） それでは、子ども安全協力の家の関係と、その利用というか、駆け込んだとか、そういうものも含めて答弁申し上げます。

通学路の安全・防犯対策の一つに、「子ども安全協力の家」の設置が上げられます。最近の年少者に対する犯罪は凶悪化、多発化の傾向を強めており、群馬県においても、誘拐殺害事件や幼児連れ去り事件などが起こっております。こうした事件は残虐極まりない卑劣な行為であり、一たび事件が発生すれば、地域住民はもとより、社会全体に与える不安ははかり知れないものがあります。そこで、子供が不審者からの声かけや痴漢などの被害を受けた場合や、落雷、台風などの自然災害の緊急避難場所として、小・中学校の通学路を中心に、子供が気軽に助けを求められることができる「子ども安全協力の家」を設置し、子供の被害防止と安全な地域社会の定着化を図っています。

平成21年現在、東地区26件、西地区41件、南地区25件、北地区26件、計118件の家が「子ども安全協力の家」として、館林、板倉、明和の各市町長、教育長及び館林警察署長の連名で委嘱され、玄関や門などの見やすい場所に緑色ののぼり旗を掲げ、子供たちの保護や犯罪の未然防止に貢献していただいております。

「子ども安全協力の家」の方を集めた情報交換の場は改めて設けておりませんが、年に1度、のぼり旗の配付時に個別に情報交換したり、学校だより等を配布したりして、連携を図っております。

また、平日の下校時間に合わせて、役場で青色防犯パトロール車2台、各地区公民館の広報車4台等で通学路における防犯パトロールを実施しております。多くの方々のご協力をいただき、板倉町では、命にかかわるような事例は報告されておられません。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 大高嶋の駐在が廃止になったわけですけれども、地元の議員さん、あるいは

区長さんには、地元の住民からいろんな要望、意見等が当然いくのであろうなというふうには思います。しかし、群馬県警の構造改革の中で、警察署そのものが下仁田警察署が統合になるとかそういった統合の中で、板倉の南の大高嶋駐在所の受け持つ世帯数というのが、ほかの太田、あるいは館林近隣の駐在所の警察官が受け持つ世帯数に比較的非常に格差があるということで、それと、新しく建てかえするというの、耐用年数からですね、駐在所建物の耐用年数からして建てかえることはもうしないという方針が出てしまった以上、仕方がないのかなということで、地元の住民、区長さん方からの要望で地元説明会をさせていただいて、議員さんにも出席をいただいたところですけども、幸いといたしますか、朝日野交番に南地区を担当する駐在官が1人配属されているということで、建物はないのですけれども、担当の警察官を1人配置していると。こういった経緯があったわけですけども、もしかすると今後はさらにそういったことが、逆にですね、駐在所がないからということで板倉が3名になるということも、もしかすると将来的にはあるかもしれませんけれども、現状では警察官4名ということで確保できましたので、仕方がないところであるかなというふうに町のほうでも認識しているところでございます。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） いずれにいたしましても、自警というのですか、青パトにしても、いろんな犯罪にしても、地域がみんなで協力し合って守っていくこともかなり重要だと思います。

では、次に移ります。耐震についてでございますけれども、二、三日、チリで大きな地震がありまして、日本に津波の3メートルが来るというので、北陸ではなくて……北の三陸ですか、避難勧告を出したそうでございます。33万人に出したそうですね。それで、後で調べたら、1万5,000人しか避難しなかったと。だから、この恐ろしさというのですか、避難勧告しても余りまともに受けないというのですか、4.5%だそうですね。でも、幸いそんなに大した、1メートルくらいの波しか来ないので、被害は少なかった、人間の被害は全然なかったそうですけども、非常にそういう関心が割合少ないと言われております。板倉町においても、耐震耐震でかなりのお金を使っております。板中、西小、東小、これを今年ですか、去年ですか、終わりました、あとは古い建物ばかり。この間も庁舎で国保委員会がありまして、委員がね、これが倒れたら幾らぐらいもらえるのですかと、「補償は幾らあるんだべ」なんてね、そんな先生もおりましたけれども。それなりに保険に入っているから払いますよと言うのだけれども、年とればね、それ相当の金しかもらえないと思うのですけれども、そんな話もありました。それで、いつ耐震の大きなあれができたかというのと、1981年だそうですね、その法律みたいのができたのが。その前、宮城沖地震だとか、あちこちあったのですけれども、平成7年には阪神・淡路がありました。それで、私が言うのは、いずれにしても、1981年は昭和でいうと五十五、六年ですか……56年ですか、南小と北小ができたのが56年だと思いますよね。それで、もうパスしているから大丈夫だと、そういう計算になっていると思いますけれども、ただ、それだけでもう町としてはいいのか。別に耐震をしろとかでなくて、せめてそのときの設計図というのですか、いろんな学校のあれがあると思うのですけれども、見比べるぐらいのね。4年だったですか、前ができたのは。そこの見比べるぐらいのことをして、南と北の学校、あるいは父兄、子供たちには、安心だと、心配しなくて大丈夫ですと、そのぐらいのことを言っていたのか。もし言っていないならば、やっていただきたいと、そんなふうにも思うところでございます。もしあれだったら、では、答弁を……。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 前の担当ということであれですけども、基本的には議員おっしゃられたとおり、55年と56年を境に建築基準法が改正されて、新しい建築基準法で北小と南小はできているということで、図面を逐一確認はしておりませんが、そういう基準でできているということで思っていますので、そういう答弁を以前にさせてもらった記憶があります。

加えて、前にテレビ報道等で、いわゆる新しい建築基準法そのものには適合していても、手抜き工事、そういうものもある可能性あるわけですけども、いずれにしても、やはりそれについてはそういうことで判断させていただきました。当然図面だけでも専門の業者に見ていただくということは、当然新しい建築基準法はそれなりの法手続を経て許可されていますので、新しいものでできていると思っております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） ということは、56年にできたのだからもう大丈夫だということで、図面等とかのあれも全然お構いなしということですか。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 繰り返しの答弁になりますけれども、やはり図面ができて、当然それを審査をして、大丈夫だよというお墨つきがあって建築になっておりますので、そういうことだということで判断しました。当然、我々がその図面を見てこれが新しい建築基準法に適合しているとかしていないとかということじゃなくて、建物を建てるときには、やはり国の基準があって、それを審査する人がおります。それを審査しているということで理解していますので、よろしくお願いします。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 今から10年か十数年前だと思いますけれども、姉齒事件というのがいっぱいテレビ等でお騒がせしました。別にそれは学校のときの工事云々ではなくて、このときは、鉄筋を食ってしまうのだそうですね。鉄筋が固いのには食えるかと思うかもしれませんが、何かに交換して食べてしまったというので、非常に大きな問題が起きましたけれども、あれはどちらかと言えば民間のあれだったと思いますけれども、国等においても割合いいかげんなところがあるというような気もします。ただ、国がやったのだから大丈夫と……先ほどいろんな予算だとかいろんな話がありますけれども、国がやったから何でも大丈夫大丈夫ということもあり得ないので、子供たちが、学校の教員もそうですけれども、大丈夫だというのだ、大丈夫大丈夫だというのでは、学校へね、やってくださいよ。南小とか北小へね、もう心配ないと。そのくらいのことをお願いしたいと思います。

時間がないので、どんどん進みます。あと、携帯電話のことなのですけれども、これも大きな問題になっていて、この間上毛新聞にも、高崎のほうの教育委員会で持たせないというのですか、やむを得ないとか持たせないとか、そんなあれが大きく出ていましたけれども、板倉町では、子供たちの携帯電話の状況ですか、簡単にできれば現況をお話ししていただきたいと思えます。

○議長（塩田俊一君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 昨年ですけれども、全国学力テストが行われました。そのときに学習状況調査というも行われたわけですけれども、その調査項目の中にこういう項目があります。「携帯電話で通話やメールをしていますか」という質問がありました。その答えということですが、小学校6年生と中学3年生を対象にしてやったわけですけれども、まず小学校6年生、「ほぼ毎日あるいは時々している」、しているとは、通話やメールをしているという児童は、全国平均ですね、全国では23.7%、群馬県では17.1%、板倉町は10.7%です。2つ目の質問ですが、「携帯電話を持っていない」児童の数字でございます。全国が69.4%、群馬県が76%、板倉町は82.7%ということです。同じ質問で板中の中学3年生ですが、「ほぼ毎日あるいは時々している」生徒は、全国が54.6%、群馬県が51.6%、板倉中学が48.1%。2つ目の質問です。「携帯電話を持っていない」生徒のパーセント、全国が39.8%、群馬県が42.4%、板倉町が49.4%と、そういうパーセントになっております。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） パーセントはあれなのですけれども、板倉町としては、子供たちに携帯電話を持たせ……これはなかなかあれなのだと思うのですけれども、教育委員会として、持っては悪いとか、そういうことはもし悪いとすれば持たせないようにすることはできないとか、その辺のことをちょっと聞きたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） こういう結果でございます。それで、板倉町の児童・生徒は、群馬県や全国平均に比べますと、保持率、使用頻度は少ないという結果でございます。小学校においても、中学校においても、携帯電話の校内への持ち込みは禁止しております。禁止でございます。ということで、特に中学校では、中学生に携帯電話は必要でないという指導を生徒だけではなくて保護者にも徹底しておりまして、もし校内で持ち込みが見つかった場合は、放課後まで携帯電話は預かると。預かって保護者立ち会いのもとで返却するという形をとっております。そういう指導をしております。その指導の成果からか、携帯電話による大きなトラブルは報告はありません。

携帯電話につきましては、いろんな考え方があるかと思えます。例えば安全という面でいくと、携帯電話を持っていることで、例えば途中で先ほどの安全・安心の部分で危険な状況、襲われるとかというような部分では、携帯電話が利用できるのではないかという考え方もあるかと思えます。しかし、一面では、非常に携帯電話でもってとんでもない事件に巻き込まれるという、裏サイトの問題もありますし、プロフィールサイトを利用した非常に陰湿ないじめがあったり、あとは脅迫とか、いろんな問題が携帯電話を通して発生しているという状況でございます。そういう面から、携帯電話を持たせることについても賛否両論あるかと思えますけれども、板倉町では、小・中学生には携帯電話は必要ないという、そういうスタンスで今後も継続して指導していきたいというふうに思っております。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） いずれにいたしましても、携帯電話でいろんな事件等に巻き込まれるということもテレビあるいは新聞等で報道されておりますので、そういうことがないように、そういう方面についての指導もお願いいただければありがたいと思います。

次に入ります。財政のことについては、先ほど青木議員と小森谷議員さんが質問して、いろいろお話をいただきましたので、次に進ませていただきます。既設企業との対応ということなのですけれども、町長はどうお考えか知りませんが、今までどうも既設の企業とのかかわりがなかったのではないかと。全然もう、来ればね、何かの寄附をもらいにいくぐらいで、非常に逆に言えば「町は冷てえんじゃないか」と、そんなふうにも考えられていたようなんですけれども、この間は賀詞交換会である程度の多くの企業を招いていろいろお話等もなされたようなんですけれども、その辺のことについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 既設企業との対応ということで、ただいま荻野議員さんおっしゃられたとおりでございます。私が2回の選挙を経験いたしまして、町内の企業にもお願いをしに参りました。そのときに、きつと前政権のことを言われたのかと思っておりますが、企業に対しての対応が全くこの町は非常に不満であると。「あんたが当選したら、それ以上のことをやっていただけるか」というようなことは言われた記憶がございます。それは今でも頭の中へ入っているところでございます。そういう流れの中で、この間の賀詞交換会ではありませんが、いかに企業さんと町、あるいは企業さん同士の縦横のつながり等々を持たせていただくことよっての活発化を図るかということについては、方向性としてはこんなことをやったらいいのではないかと担当に指示をしております。その一つが、例えばこの間の賀詞交換会であったわけでございますが、残念ながら予定をした企業の、この間はですね、半分程度の参加きりございました。それはどこに原因があるのかということも含め、また内容の検討も含め、次年度どういふふうにとらうということも考えたいと思っております。

加えて、どちらかという町でなく、商工業、商工会ということがありますので、特に商工分野について、みずからやっぱり活性化の努力もしていただかなくてはならないということで、企業間同士のそういった連携、あるいは組織の活性化等につきまして、やっぱり商工会にも真剣に検討していただきたいというふうにも思っております。

私自身については、年頭のいわゆる名刺配り的なものでございまして伺っておりますし、また適宜その企業の、例えばあそこの会社へ入りたいたいと、町長、お話をしてくれということには、私は、これは民間の間に要望にありましたときに、町長としても、町の若い者が就職したいということであれば一生懸命その口添えはいたしますよということで、お願いにいたり、町のトップセールスマンとしてのそういった就職のお世話も、難しいところではあります。そういった個人的にも対応もしたいと思っております。そういうことで、できるだけコンタクトをとりたいというふうにも思っておりますし、その計画を具体化しているということでございます。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） よろしくお聞きしたいと思います。いずれにしても、前は商工課へ、あるいは産業建設委員会等で、商工会間で企業を招いて就職等々のお話をした経緯もあろうかと思っております。いろいろ税収等々もお聞きしたいのですけれども、時間もないので、次へ進みます。

この間、臨時議会で、板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例制定についての臨時議会を持たれ、承認されたところでございます。それで、皆さんも見たと思っておりますけれども、新聞にでかでかとお出たのです。

こんなにでかく、でかでか。赤い線で囲んできたのだけれども、でかでか、何とか効果というのですか、宣伝効果というのですか、これ非常に素晴らしいものがあると思いますよね。そんな中でも幾つか町のほうにもお話も来ているかとも思うのですけれども、こういう新聞に出ると非常に大きく効果をあらわすのではないかと思います。だがしかし、反面、この間館林のハローワークへ行ってきました。そしたら、求人率は3.2%かそのくらいしかないのです。ここに紙もらってきたのがあるのですけれども、非常に厳しいらしいですね。だから、やはり、なかなか企業もそう簡単には、特にいい企業なんていうのは厳しいのではないかと思います。事務職なんていうのはもうないに等しいぐらいですね。これは企業もよほどのことしないと、なかなか、幾ら条例をつくっていろいろただでやるだとか言っても、なかなか厳しいと思います。どうしたらいいかと言ってもなかなかあれなのですけれども、そんな中で、岩田流通団地ができて、どのくらいの固定資産税が入ってくるか。また、企業誘致して、いろいろ企業の内容、職種によっても違うというのですけれども、恐らく、これだけの誘致を今やっているのですからどのくらいの税金が入ってくるのか、おおよそというのはつくよね、その辺の目安というのですか、おおよそそのことがあったら、まあ2億ぐらい入るだとか、いろいろ、なかなか企業によっても違いますし、内容によっても違うと思うのですけれども、もし答えられる範囲で、できたらお願いしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） ただいまの質問に回答させていただきます。

まず最初に、岩田流通団地の関係をちょっとおつなぎさせていただきます。ご存じのとおり、岩田流通団地につきましては、平成19年度から土地のほうは課税になりまして、建物については翌年度、20年度からという形で推移しております。固定資産のですね、6社の中で土地・家屋償却資産、すべてがそろっているわけではないのですけれども、まちまちですけれども、平成21年度の税額につきましては、総体で、6社で総額で4,600万ほどという形となっております。

さらに、また次に、今ニュータウンの中の産業用地、あるいは商業用地に係る税収の見込みですけれども、これにつきましては、町長からも日ごろ各議員さんには豊富な情報網から協力をお願いしている中で、もう本当に大変恐縮なのですけれども、その内容をちょっと説明させていただきますけれども、ニュータウンについては、53ヘクタールほどある中で、分譲後においては固定資産、法人町民税、あるいは住民税が歳入となってくるわけでありまして、固定資産については、土地・家屋償却資産の中で、とりあえず税制支援の関係から5年間は歳入はなりませんけれども、5年経過した後は貴重な町の財源となってくるわけですので、土地については、もう面積もありますので、比較的推計という部分もあるのですけれども、現実的には用途地域、あるいは評価額に伴う課税標準額の算定が非常に厳しく、困難な見込みでありまして、推計ができないというふうに関現時点では判断しております。また、ここでまた安易な見込み等する中で、今後分譲に対して影響等も心配されるという部分も感じておりますので、その辺でご了承賜りたいと存じます。

また、建物についても、容積率、建ぺい率等々決まっているわけですのでございますけれども、実際にはその中で、分譲後におかれましては緑地や通路、あるいは駐車場を除いた中で、どのような規模等、どのような構造等になるか、皆目想定ができません。さらに、償却資産につきましても、設備機器等の導入によって償却資産の課税にかかわってくるわけですので、そういう観点。また、あるいは住民税についても、雇用状

態が現時点で不明でありますので、本当に大変恐縮なのですが、ご理解を賜りたいと思います。

ただ、1つ参考というか、本当に基準もなかなか不明なのですけれども、面積が違う、4分の3程度になると思うのですけれども、板倉町工業団地の20年度に係る固定資産、法人税等、ここの部分は言えませんけれども、総体で約2億程度の歳入になっているということで、参考ということでご理解を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 今の状況が2億ぐらい入っているということで、全部埋まればその何倍かの税収が見込まれると、何年か後には。そんなふう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） 済みません。今2億って出ましたけれども、この工業団地の中も、ご存じのとおり職種、あるいは経営状況も全部違いますので、その辺は、それがそっくり2億の倍したものがなるということには、直接そういう形の理解はちょっと難しいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） はい、わかりました。なかなか大変な、企業誘致と言っても、なかなか、いろいろ内容を精査すると大変なことがいっぱいあると思いますので、頑張ってください。

あと10分しかないので、5分ぐらいで1つ進めたいと思います。この間、利根川の防災ステーションの竣工式というのですか、落成式がありました。我々はあそこは避難場所として使われるのではないかと考えていましたら、最近のお話を聞くと、資材倉庫だとか何かの、また万が一のときの情報の基地というようなことで伺っておりますけれども、また、それともう一つ、防災大会を行いますけれども、ぜひそのときには大会をやったと言われるような結果を残してもらいたいことと、また、恐らく100年に1回ぐらいの水害のことだと思いますので、間を有効な利用価値ができればいいなと思っていますけれども、その辺のことについて、もしあれだったらお願いします。

その後も354の大事なのがありますので、まとめて354、お願いします。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） この間、水防ステーションの竣工式では大変お世話になりました。今議員おっしゃるように、100年に1回かわかりませんが、そういった重大な水災害のときに、あの水防センター、あるいは防災ステーションが活用をされるということで、100億円以上の投資を国土交通省が予算をつけて、この間完成をしたところでございます。水防演習は5月15日に開催されますけれども、いかにこれを成功裏に終えるかというのは、やはり当日の水防団、消防団がしっかりとした訓練をそこで見せるということと、板倉町民の大勢の方々にそこに参加をして見ていただくということだと思います。それと、それを契機に、町長の施政方針にもありましたように、地域防災力の強化を図るのだという取り組みをしますので、そちらの取り組みの中でも、住民に啓発あるいは協力等をお願いしていこうというふうに思っています。

それと、先ほど言った防災ステーションが避難所としての機能はないというようなことなのですけれども、国交省のほうでは、災害があったときの作業場となる場所であるから、避難所とはならないよということで

はありますけれども、実際にあそこは安全な場所ということになりますので、そこへ避難してもいいよということにはなりませんけれども、実際に事が起きればですね、あそこに人は向かっていくであろうなというふうには思います。

それと、後の利用なのですけれども、平常時、災害はそんなにはないわけですから、平常時は、国交省のほうでも地元で利活用をしてほしいということで、先日の水防センターの竣工式を終えた後、利根川河川事務所の所長、それから北川辺町長さん、それから板倉町長、3者で会談を行いました。今後どんな利活用をしていくかということで、いろいろ検討をしていこうということです。国交省にすれば、あれだけの施設をそこへ設置したのであるから、平常時も人を配置して利活用してくださいというのが基本にあるようでございますけれども、なかなかそうとは言っても難しい面もありますので、今後できるだけ人を配置してということも考えておりますけれども、水防センターの中には、板倉町の利根川、渡良瀬川の治水、それと内水排除、排水機場が5つある特異な町でございますので、そういった治水面、内水排除も含めた、学習ができるような、展示も含めてですね、そういったことを考えておりますので、また水防演習、あるいはそういった展示関係につきましても、議会のほうにおつなぎをさせていながら、いろんな意見をいただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君に申し上げます。間もなく通告時間となりますので、簡単にお願ひいたします。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 次は、国道354についてお願ひします。

一昨年ですか、南地区と東地区について、国道354の説明会があったわけでございます。そのときは、何年後にはできるぐらいの威勢のいい話を聞いたと思いますけれども、政権交代になりまして、なかなか、幾らかあれかと……あれかということはないですよ、幾らかスピードがおくれてしまったのではないかというような気もするのでございますけれども、いずれにいたしましても、北川辺等が加須市に、23日ですか、合併してまいりますので、その辺のことも踏まえて、今までどおり早期実現に向けてみんなで頑張ろうということですが、その辺のことについて、いろいろ、時間がないので、今までどおり早期実現に向けてやっていただきたいと私はそう思うのですけれども、その辺のことについて、県、あるいはいろんな角度からお願ひしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） この関係につきましては、ただいま議員申されましたとおり、昨年4月に説明会を開かせていただいたということでございまして、その後、手続といたしますと、都市計画変更の手続を進めてきております。今年の2月5日をもちまして、この変更手続がすべて完了をいたしております。したがって、この後残るのはですね、事業着手を待つばかりということでございますけれども、議員が申されたとおり、政権交代による影響がやはり危惧されるところでございます。この辺につきましては、いろいろ県にも情報の収集等も行ってきておりますけれども、県も国の動向をつかみ切れないというような回答があるのみでございまして、非常に我々としても困惑をしている状況でございます。そういう中でございまして、今後とも継続して、群馬、埼玉両県に積極的に要望を継続していきたいというふうに考えて

おりまして、北川辺町が、やはり今月ですか、新加須市として合併により変わるわけでございますけれども、合併後におきましても北川辺総合支所で354の関係については所管するというのを聞いておりますので、引き続き協力をして進めていきたいというふうなことで臨む考えでございます。非常にその辺、国の動向等もまだ見え切れないところがございますので、答弁とすると、この程度しか申し上げられないということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 354については、3けた国道ということで、どちらかという県が主体で進んでいるというお話も聞いております。いずれにいたしましても、埼玉県と群馬県で県境でございますので、埼玉県におくれることなく、埼玉県は都合で予算がついたのではないかと、測量の、そんな話も承っておりますので、よく調整しながら頑張っていたきたいと思います。

いずれにいたしましても、町政を預かる者、あるいは議員等におかれましても、一番大事なのは逃げないこと、ごまかさないこと、うそをつかないこと、なかなかわかっているようでわからないのですけれども、非常に大事なことだと思いますので、お互いに頑張っていきたいと思います。

まだ時間も残って……

○議長（塩田俊一君） いや、残っていない。

○11番（荻野美友君） では、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

実は余談ですけども、筑西市へ行ってね、大水の後なんかよく研究してきたのですけれども、またこれは後で……。

○議長（塩田俊一君） 以上で、荻野美友君の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

1時15分から再開いたします。

休 憩 （午後 0時16分）

---

再 開 （午後 1時15分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、秋山豊子さん。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、順に質問をいたします。

昨年12月広報での介護保険地域密着型サービス事業者募集について、概要、また進捗状況を課長に伺います。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 進捗状況ということなのですが、第4期の介護保険事業計画、これが平成

21年度から平成23年度までの事業計画なのですけれども、それに基づきまして、地域密着型サービスの基盤整備を進めるということで、町内にグループホームですか、そのサービスの提供を行う指定事業者の公募をしたということです。それで、現在、その公募したのが12月1日から12月28日までなのですけれども、公募結果といたしまして1社、有限会社シルバーライフという会社なのですけれども、その応募がありました。一応、地域密着型サービス運営協議会によりまして書類審査、それからヒアリングですか、そういったものを実施いたしまして、そのシルバーライフという会社が問題ないということでそこで承認しまして、2月1日付で一応決定いたしました。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 1社に決めましたということで、そのときの、どなたがそこにて決めたのかなということと、それから、私は「陽だまり」さんというふう聞いていますのですけれども、その辺そうでしょうかということ、ちょっとお聞きします。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） その承認したときのあれですか……。

[「うん、どなたがいて」と言う人あり]

○健康介護課長（荒井英世君） 地域密着型サービス運営協議会、これは介護の運営協議会の方なのですけれども、そこで承認いただきまして。それで、そのシルバーライフですけれども、これは、その介護付きの有料老人ホームをやっています「陽だまり」さんです。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） それでは、陽だまりさんということで、この地域密着型の小規模多機能施設ですか、それは、なかなか、行政だけで賄おうとなるといろいろな大変なことでありますので、民間を活用してということで、これから本当に大事なことかなというふうに思っております。そうしますと、その具体的な概要、中身ですか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） まず、具体的な事業計画ですけれども、まず開発行為なのですが、22年7月までに開発行為をいたします。それから、工事着手、これが22年8月からということです。竣工予定が22年11月下旬ということです。それで、開設、これが23年3月ということで計画ができています。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、それはちょっとわかりましたのですけれども、では、どの辺にそれができるのか、そういったことも、それで、町がそれにどこまでかかわるかなということもちょっとお聞きしたいのですけれども。それともかかわらないのか、それもちょっと。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 場所ですけれども、今の陽だまりさんの東側です。それから、どこまでか

かわるかの問題なのですけれども、地域密着型サービスで建てますと、例えば町で指定できるわけですよ。そうしますと、メリットとしまして、基本的に町民の方が利用できるわけなのですけれども、それから指導監督、普通の施設でしたら、例えば町の場合指導監督できないのですけれども、地域密着型で建てますと、指導監督、そういった部分の権限が増やされます。給付費は、当然町のほうで出しますけれども。

〔南……〕と言う人あり〕

○健康介護課長（荒井英世君） 南、東ですね……ああ、南、西です。済みません。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） わかりました。そうしますと、陽だまりさんが持っている土地に結局陽だまりさんが独自でそれをやるということで。

この間、22年度の新規事業の中で2,625万円の事業費がありましたのですけれども、それはどのように使われるのか、説明をお願いします。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

〔健康介護課長（荒井英世君）登壇〕

○健康介護課長（荒井英世君） 2,625万円なのですけれども、これ自体全額国庫補助ということで、これについては町のほうは、町に一たん入りますけれども、それをそっくり事業者のほうに渡すだけなのです。すべて向こうへ行きます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、スプリンクラーでも、241万4,000円ですか、それが減額となっていたのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

〔健康介護課長（荒井英世君）登壇〕

○健康介護課長（荒井英世君） スプリンクラーの場合は、ある施設があるのですけれども、そこは結局経営上ちょっとそれを設置するのは難しいということで、こちらのほうに計画中止が来たのですよね。それで、今回減額したのですけれども。ただ、今回の2,625万ですか、これは本当にこちらのほうで、それを企業、企業というか、その事業者を選定する段階で、本当に慎重にやりましたので、ほぼ間違いなくやと思います。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうですね。でも、そのスプリンクラーはできれば設置、その事業者の考え方にもよるのでしょうけれども、やはりスプリンクラーは、できれば私は設置をしたほうがいいのではないかなというふうに思いますわけですよ。もしそれを、火災とかそういったものが起きた場合に対してどうしても大勢の、ある程度、9名ということの募集でありましたけれども、そういう人の入所をお預かりするわけですので、その辺が話を詰めるということには至らなかったのかなと思うのですけれども。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

〔健康介護課長（荒井英世君）登壇〕

○健康介護課長（荒井英世君） そのスプリンクラーの関係なのですけれども、これは要するに去年の段階で事業者から申請がありまして、結局そこへつけるという話があったわけですよ、事業計画、こちらにあ

りまして。結局それをだんだんやっていくうちに、事業者のほうでどうしても今回は、そのいろんな経営状況とかありますよね、当然事業者が足りない分は全額出すのですよね。それで、今回二百何万でしたよね、減額した。それ以外の金額は全部事業者が出すのですよね。そうしますと、事業者がその資金を早く言えば工面できないという部分があるのですけれども、町のほうとしましては、要するに国からの補助金を町で一たん入れて出すわけですよ。そうすると、事業者がどうしても計画中止ということになりますと、こちらとしては一応いろいろ調整とりますけれども、どうしてもできないということだったら、やっぱりそこで断念せざるを得ない。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） では、今やっている陽だまりさんの施設にもスプリンクラーはないのでしょうかね。私もちょっと見ていないのでわからないのですけれども、その辺で、結局地域密着型ですから、入所の方は板倉の方が主に入所できるわけですよ。そういった場合に、うーん……でも、その辺はもう少し慎重にお話し合いをしたほうが、では、何かいい案があるのでしょうかね、それとも。ただお金がないだけでは、どうなのでしょう。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 何か秋山議員、例えばスプリンクラーの関係ですけれども、これ陽だまりではなくて、要するに減額したというのは、町内に例えば地域密着型でやっているのは3カ所あるのですよね、現在。

[「はいはい、ああ、それ」と言う人あり]

○健康介護課長（荒井英世君） ええ、要するに早く言ってしまうと南にある施設なのですけれども、その施設に一応スプリンクラー設置ということで、一応当初予定したのですよね。その二百何万の減額部分です。ですから、陽だまりと全く関係ないです、スプリンクラーは。

[「ああ、わかりました」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） では、板倉町の社会福祉協議会のところに「えがお」がありますね、そのときのスプリンクラーとはまた違うのですね。南側というと……ああ、「なかよし」さん。それを減額したということですか、そうですか。では、この241万4,000円というのは、陽だまりさんに使うものではなくて、なかよしさんのところを減額したということなのですか。ああ、そうなのですか。それでは、陽だまりさんでは、そういった整備はするのですか。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それはその予定です。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうですね、やはりこれは、だから、民間にお願いするということですよ。

[「はい」と言う人あり]

○10番（秋山豊子さん） そうですよ、はい。一応民間ではありますけれども、やはりその辺は、また悲

惨な事故等も群馬県内でも起きていますので、そういったことのないように、やっぱり細心の注意が必要かなというふうに思っております。

整備区域は町内全域というふうにあったのですが、長期的にはどのように板倉町の税金に対しての、小規模多機能施設に対しての考えはどのような考えがあるか。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 将来的な部分ですね。例えば、現在介護認定者数、これも毎年増えているわけです。例えば530人ぐらいから550人ぐらいに増えたり、高齢化率というのも増えていますよね。そういった意味で考えると、確かに需要は多くなってくると思います。当然施設も、例えば施設入所者も増えてきますので、当然小規模関係とか、地域密着型の小規模関係とか、あるいは今回のグループホームもありますけれども、そういった施設はやっぱり必要になってくると思います。ただ、施設を建てれば、需要と供給のバランスなので、それをうまく勘案してやっていかないと、給付だけ増えていきますと、当然保険料が上がっていきます。今、板倉町の保険料というのは郡内でも一番安いですから、ですから、なるべく保険料のこともいろいろ勘案しまして、あとは需要と供給、それを地域的な部分で勘案しながら、その施設を建てるか建てないか、それいろいろ考えています。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今ひまわりさんのほうでも待機待ちの方がいらっしゃいますよね、板倉でも。そういうことを考えますと、これからおのずとそういう施設は本当になくてはならないものになると思うのです。それで、特に地域密着型、小規模多機能施設については、低年金、そして低所得者の高齢者の方には、やはり特養とか、有料老人ホームとか、そういうところへの入所というのはなかなか困難であると思うのですよね。そういうことを考えますと、地域密着型の小規模多機能施設は、通所、そして宿泊、デイサービスとか、そういったサービスを利用しての在宅介護になるわけですね。そうすると、このような施設が多くあると本当に救われる方もあると思うのです。それでも、結局今、課長がなかなか保険料のほうも大変だと言うのと同じように、たとえ在宅であったとしてもいろいろなサービスを使えば、それに対しての負担というのは町もしていくことになるわけですが、本当に低年金の方などは各家庭で、ああ、あそこの家は本当に入所したほうがいいのになと思うお宅でも、なかなかそこら辺の経済的な理由で特養などに入れない方もいらっしゃると思うのです。あとは、介護を受ける側とすれば、在宅で家族の者と一緒に、通所、そして宿泊とか、デイを使いながらやっていくということもいいことだなというふうに思っておりますけれども、そういうことで、この施設は大事な施設なのですが、そういう本町全体の福祉サービスの拠点整備、これを将来的にはどのように考えているか、これは町長に伺いたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今の拠点としては、社会福祉協議会を基本としているわけですが、これから、先ほど言ったように、どの部分にどういうニーズがさらに同じ福祉サービスの面の中でも強い弱いが出てくるかということも見計らいながら、民間でやれるところは民間にお願いをし……拠点って場所のことを言っているのですか。

「そうですね、そういう、だからその核」と言う人あり]

○町長（栗原 実君） 場所的には、とりあえずはあそこで当面の間ならみながらでよろしいかと思っております。よろしいですか。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 福祉サービスの拠点整備は、本当は社会福祉協議会を中心として、あそこに福祉の総合的な施設が本当は拠点として整備できれば、それが一番いいわけですよ。利用する人も、それから介護する側の人たちもね。でも、それはやはり町長が力説しておりますように、財政の問題とか、そういうのがありますので、なかなか難しいと思うのですけれども、やはり利用者のほうから考えると、待機者もいるということで、これは本当に真剣に考えなければならぬと思うのです。特に、町長もそうですけれども、私も団塊世代でございますので、これからますます、2025年を考えていただきたいと思うのです。15年たちますと、日本でも30%以上がもう団塊世代ということで、本当に今その時代が来ていないので現実的にはわからないと同じようで、先ほど荻野議員が、なかなか災害があっても避難しない人がいると。やはりそれは真に自分に迫ってこないで、そういう受け身的な姿勢になるのかと思うのですけれども、もうこれはだれが何と言っても自然で来るわけですので、やはりそれに対しての板倉町の福祉拠点の整備というのを、まあ財政がなければいかに、では何ができるかということをやったり考えて、今東でも保育園なども空いておりますから、ああいうところを改修して使っていただいて、本当に学校区に1カ所、私はそういう拠点があってもいいのではないのかなというふう思うわけですよ。そういうことを考えますと、やはり真剣に考えなくてはいけないなと思っております。

それで、きのう21年度の補正予算のときに、介護保険のほうでしたけれども、なかなかお金が本当にかかるということ。国保はもうそうですけれども、改善を図っていくということに対して、大まかなことだけで改善を図るといのはなかなか難しいですよ。結局国保にしても、介護にしても、軸足となっていることの整備、出入りするお金の、出る、入る、全体的な財政の問題ですけれどもね、そういうものに対しての国保税、そして介護保険とか、そういうのに対して、もう少し細かく見定める必要があるのではないかなと思うのです。ただただ数字だけ見て少ないとか多いとか、そういうことではなくて。

ですから、私もきのうも課長にお話ししましたがけれども、包括支援センターが今町内で活躍しておりますけれども、そこにはいきいき学級とか、65歳以上の高齢者の方に各東部公民館とか福祉センターを利用して講座などがありますよね。ああいうところで、相当数来ます。それこそ30人以上来ますよね、50人ぐらい来るときもありますよね。そういうところで、包括の推移はどうですかと言ったら、やっぱりわからないということでしたね、きのう課長の答弁では。でも、そのときに出席した皆さんにアンケート、1年なら1年通って自分の体は前と今とではどうですかとか、そういった字をもって書きなさいというとなかなか皆さん大変ですので、マル・バツでもいいですから、そういったことでアンケートをとって、そしてそれを集約して、本当にその効果の目安、そういうことも大事だと思うのですよ。それから浮き出てくる収益というか、医者にかからなかったりするのはいくらもたまるものかもしれません。ですけれども、それを何年か続けていくうちに、本当に皆さんがあそこに集まれる方はみんなにこにこしているわけですので、本当にそういうアンケートをとって見る必要もあるのではないかと思います、これは課長、いかがでしょう。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 現在包括支援センターでやっている事業ですけれども、その効果というところなのですが、21年度、まとめるようにということで今指示してあるのですけれども、そのアンケート関係ですけれども、それは既にとってあります。例えば、各公民館とか社協でいろいろなやりますよね、そのときに参加者にどういった次に参加したいこととか、いろいろな意味でアンケートはとっています。その辺もいずれまとまって出ると思っていますので、また報告したいと思います。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） アンケートを、課長、とっているのは、参加してよかったとか悪かったとかということであって、体についてはないですよ。ないですよ、私もやっているからわかるのですけれども。それなので、できたらそういう項目も入れて、それで、やはり、そうすれば1つだけのものに対してのアンケートではなくて、2つ、3つに対してのアンケートの調査がまとまると思うのですよね。だから、そういうことで、できましたらお願いしたいなというふうに思っております。

そういうことで、前の話に戻りますけれども、陽だまりさんでの小規模多機能施設ができるということで、私も本当に待機待ちをしたり、また入れなかったり、そして低所得者、低年金者の皆さんがもしそういうところを利用して、本当に一人でも安心して老後が暮らしていけるように、そういう実現の方向性に持っていけるということで、本当によかったなというふうに思っております。団塊の世代が75歳となるのは2025年ですけれども、老後の安心を支える整備を全体的にどう実現していくかということが本当に大事であると考えているのです。その所見を町長にぜひお願いしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 秋山議員さんの言われること、ごもっともだと思っております。いずれにしても、いわゆるハード面の整備というのは、幾ら理想論を唱えてもなかなか財政等の問題で、例えば理想に近づけない場合もありますが、それらについては着々と懐と相談をしながら、まして今言った15年もたたないうちにそういう最も、いわゆる恩恵というか、また逆に言えば、そういうところがないと吸収でき切れない状況も来るということは明らかでございますので、そういう面ではそういう対応をしたいということです。

加えて、ある意味ではソフト面、まさにお金をかけないで、ぽっくり病、ぽっくり祈願ではないですけどもね、突然その日まで元気でというような形が人間として最ももしかしたら理想なのかもしれませんし、またそういう祈願をしている人も相当おります。いわゆる元気でいつまでもいてもらうという、生きがい対策も含め、そういうことが逆に言えば、出費、あるいは財源のほうにも回るということも明らかでございますので、各種の教室も含め、講座とか、ご指摘のようにアンケートでもとりながら進めること以外に逆はないのかなと。それで、先ほどもほかの答弁で申し上げましたが、やっぱり福祉の問題も、結局は自助公助というか、自分でもやっぱり真剣に自分のことだから取り組んでもらわなくてはならないし、まるっきり全部行政でやれと言われては、やっぱり財源は皆さんから基本的には求めなくてはならないというか、必ず負担の原則もこれはいわゆる実社会としては当たり前のことでありますので、自助の部分の啓蒙活動も含め、やっぱりそういう方向を一生懸命やっていかざるを得ないのかなと思っております。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長の答弁をいただきましたが、本当にそういうことも大事なことだなと。それに対して、本当に今、板倉町でもボランティアの活動が活発です。そういうところで女性の力も大でございますので、やはり今日いらっしゃるアドバンスさん、そしてやすらぎさんにしましても、みんなボランティアで陰の力で支えております。また、大きな組織としてはみずほ会さんなどもありまして、これからもそういうボランティアさんをいかに育成して、板倉町の本当に基盤となる、支えとなる、そういう方向性に持っていくかということも、それも本当に大きくとらえれば、我が町の財政の底力となるのではないかなというふうに私は思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思っ、この質問を終わります。

それでは、次の質問に移ります。新成人の門出を祝福するために贈られた記念品についてどのような検討がなされたか、伺いたしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 成人式記念品の検討につきまして、当町におきましては、昨年までアルバムを贈呈しておりましたが、平成22年1月実施の平成21年度成人式につきましては、集合写真を記念品として贈呈しております。議員ご質問の記念品の検討でございますが、今般の記念写真への変更につきましては、次のような検討をいたしました。

まず、アルバムを製造している業者が限られ、種類が少なく、近隣で記念品としてのアルバムを取り扱っている業者が1業者であること。これは町外の館林の業者であります。2番目に、デジタルカメラ及びパソコンの普及により、アルバムの需要が減少していること。3番目に、群馬県内でアルバムを記念品にしているのは38市町村中6市町村であることなどを勘案いたしまして、アルバム以外の記念品の選定を決定いたしました。そして、他市町村の記念品などを参考に検討いたしました結果、昨年まで記念写真は自己負担での申し込み方法でありながら、ほとんどの成人者が希望していること。集合写真を記念品としているのは、今37なのですかね、38市町村中、21市町村あること。さらに、予算においてもアルバムとほぼ同額であることから、今年度につきましては、集合写真を記念品といたしました。なお、今般の記念品変更につきましては、2回実施しております成人式代表者会議及び成人式案内状において、周知いたしましたところでございます。

今後につきましても、成人式記念品として、成人者の意見を聞きながら、その年度及び時代に即した記念品を選定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 集合写真ということで、大変よかったかなというふうに思っております。その集合写真の中には、それだけだったのかしら、それともまた違うものも入っていたのかな、どうなのか。集合写真を1枚だけですか。

[「スナップとか……」と言う人あり]

○10番（秋山豊子さん） ああ、そういうのも添えて……

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 町からの記念品というのは集合写真だけでございます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私も、前に成人式のときに、今私もよく言っているのですけれども、女性の健康支援策として、子宮頸がん、乳がんの検診の受診率向上に向けてチラシなどを一緒に入れてあげたらどうですかというのを提案いたしましたのですけれども、課が違うので、その辺お話し合いができていなかったのかなと思うのですけれども、その件についてはいかがでしょうか。では、町長。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それは、秋山議員に多分年末にかけてこういったこともいいのではないかということも言われましたので、私のほうからは指示をしたつもりで、約束は守りますから、指示をしたつもりでおりますが、どうしたかな……。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 昨年秋山議員さんからありましたように、それは確かに入れました。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） では、入れてくださったということで、よかったかなというふうに思っております。ある町では、やはり女性の健康を考えるという観点から、健康手帳を入れたそうです、去年は。今回は、それで女性だけということではあれなので男性にも健康手帳を入れて、そして自分の健康の結果ですか、そういうのが書き込めるようなそういう手帳を贈ったということで、とてもみんなに喜ばれましたよという、そういうお話も聞きました。また、今回板倉町の場合は集合写真を入れたわけですが、福島県郡山市では、地域の支援活動センター、うちのほうの活動センター、障害を持っている方の活動センターがあるのですけれども、そこに通ってくる子供さんたちがつくった携帯ストラップとか、名刺入れなどをつくって、それを成人式の記念品として贈ったそうです。そうしましたらば、その活動センターに通う子供たちが本当に、僕たち私たちのつくった物が成人式の記念品として使用してもらえる、そういう喜びのもとに子供たちは喜んでつくったそうでございます。そして、その子供たちを支える関係者の方は、今そういう授産施設とか活動センター、そういうところの人たち、子供たちに仕事を、少しでも子供たちのお金になればということで、今板倉町の活動センターでもそうですけれども、仕事を見つけてきてやってもらって、少しでもお金にというのがあるのですけれども、今の困窮した時代というか、仕事のない時代、なかなかそういう施設に対しての仕事がないそうです。そこへもってきて、今回市が携帯ストラップと名刺入れ等を注文したということで、本当に関係者も喜んでいう、そういうお話を伺ったわけなのです。ですから、本町におきましても、あの活動センターでは今きれいなお花をつくっております。できましたら、何かそういうので活用できるものがあれば、できればお金を外に出さないで町内で少しでも使える、そういう施策というか、いい案があれば、子供たちもまた励みにもなるし、また少しの収益も、それは人数を考えればそんなに大きなお金が落ちるわけではありませんけれども、先ほど私もお話ししましたように、小さな積み重ねがやがては大きくなるという観点から考えますと、そういうことを考えるということも大事かなと思うのです。でも、今回そういうふうにして写真を贈ったという、やはりそれをみんな考えて、みんなで知恵を出し合えば、必

ずいいものが出てくるのではないかなという、そういうような思いがあります。きっと子供たちもその写真を見ながら、本当に記念として喜んでいてのではないかなというふうに思っておりますけれども。

また、健康介護課のほうでは、乳がんと子宮がんの啓発のチラシを入れてくださったということで、今、本当に女性においても検診を続けていけば見つかったもの、そして子宮頸がんにおいては検診で見つければ本当に早期であれば助かったりするわけですので、今そのワクチンなども出ておりまして、ヒトパピローマウイルスというそういうウイルスのために子宮頸がんなどになるわけです。それを今、全国的に中学生ぐらいの子供さんからそのワクチンを使って、3回ぐらい使うのですけれども、そうすれば100%子宮頸がんにならないで済むという、今そういうふうに進んでおりまして、その啓発のチラシを入れてくださったということで本当によかったなというふうに思っております。ありがとうございました。みんなでやはり子供たちも守っていかなければいけないなというふうに思いますので、また来年の成人式にはどんなふうなものがあるかなというふうに思いますけれども、またよろしくどうぞお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

春の火災予防運動が今始まっております。昨年に比べて火災が多くなっており、その中で、火災警報器が設置してあれば助かったという事例もあります。そこで、本町全域の住宅用火災警報器の設置状況及び本町の推進の考え方を伺います。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） お答えしたいと思います。

火災発生による死者の7割が住宅火災による被害であるというふうに言われております。そして、住宅火災によって亡くなられた人の5割が、逃げおくれ、発見おくれというふうに言われております。そのような背景から、火災を早期に発見することで初期消火、あるいは通報などの行動が早まって、近隣への延焼の防止にもつながるということで、平成18年6月1日から消防法が改正されて、住宅用火災報知機、警報器ですね、設置が義務づけられました。新築工事あるいは改築工事を着工する住宅は、すべてがもう対象になったわけですが、既存の住宅については、館林地区消防組合火災予防条例によって、20年6月1日から設置の義務化が定められています。

今議員おっしゃるその設置状況なのですけれども、特に板倉町でどれくらいあるかというのを調査はしておりませんで、平成21年12月1日現在の全国の消防本部ごとに調査が行われておりまして、館林地区消防組合管内ということでお答えさせていただきますと、率にしまして45.8%でございます。群馬県が48.4%、全国が52.0%ということになっておりまして、非常に全国より群馬が低い、群馬より館林管内が低いということになっていまして、本町でも、今回の3月1日から7日までの春季全国火災予防運動にあわせて、もう恐らく、うちにはきのう来ていましたけれども、婦人防火クラブを中心にそういった住宅用火災警報器の設置をしてくださいというようなチラシを毎戸に配布したところでございます。

それと、この週間の中で、板倉分署の職員によって、3月6日が板倉駅前、3月7日が板倉駅前のフレッセイにおいてチラシの配布をして、さらに啓発活動を推進していきたいというふうに思っております。

それと、3月7日には、最終日なのですけれども、町、それから消防板倉分署、それと板倉消防団、それから婦人防火クラブ合同で防火パレードを実施したいというふうに思っております。いずれにしても、

住宅用火災警報器の設置につきましては、消防本部と連携をとって啓発・普及に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま課長の答弁のとおりでありまして、うちにも2日ぐらい前に、婦防の皆さんからだと思うのですね、こういうチラシが入りました。ですが、これと同時にこういうのも入っていたわけなのですよね、もう一枚これが。でも、これですと、とても字が小さくてなかなか、若い方ばかりでしたらこれでいいのですけれども、なかなかお年寄りとか皆さんに周知するのであれば、これはちょっといま一歩かなというふうに感じるのですよね。ですから、また今後、もう少し拡大して出していただければ、皆さんが見る一助になるのではないのかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

もう一つは、「警報器は高いんじゃないの」という、そういう高額な物というふうに受けとめている方もおりますので、その辺も一緒にお示しできるのであればいいかなと思うのです。やはり高額なのでうちなんかはもう要らないやという、そういう方もちょっとお聞きしましたので、いや、そうじゃないんですよということで。今ガス屋さんが、台所にはガス漏れがしたときに鳴る警報器などももう積極的につけてくださいということになっているのですけれども、そればかりではなくて、本当に今、住宅火災で館林管内でも死者が出たということで、やはり油断はできないなというふうに思っておりますので、その辺の啓発をやっていただいて、ある程度皆さんに周知できるような体制が早くできればいいかなというふうに思いますので、その辺もう一度、課長、よろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 今秋山議員さんおっしゃる、確かに小さくて白黒で、本来はこれカラーだったと思うのです。ただ、毎戸配布ということで非常に枚数が必要ということで、その分がなかったということでコピーを印刷してということだったと思います。再度もう少しよくまとめて、もうちょっと大きくわかりやすく。それと、金額につきましても、これが20年6月1日に義務づけられたというときに、消防のほうと私のほうでいろいろ相談をしました。というのは、町あるいは消防署が間に入って、毎戸にですね、あっせんをするということができるかということで相談をしたのですけれども、できるだけ業者を3社ないし5社とかから見積もりとって、一番安いところ、ここの業者のこの値段でどうですかという方法もあるのですけれども、ネットでですね、さらに安いのがあるのですね。業者からやはりチラシというかパンフレットいただいて、パナソニックならパナソニックでこの値段というのがあるのです。大体3,000円前後から7,000円ぐらいまであるのですけれども、すると、ネットで見ますと、その同じ形式で3,000円と出たものが2,570円とかですね、その程度の値段で載ってしまうので、これが一番安いですよというあっせんができないのです。ですから、消防本部ともいろいろ相談した中では、ホームセンターで売っていますので、その辺で個人が買い求めていただければというふうに一応結論しました。それで、できるだけこれ、設置の啓発はやっていこうということになりました。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 3月6日と7日にフレッセイさんのところでそういう啓発運動をやるということ

で、大分、それできっと周知がある程度できて、またそれが口コミできっと皆さんに伝わっていったり、また少しでも多くの方が火災警報器の重要性を感じていただけるのではないかなというふうに思いますので、その辺どうぞよろしく願いをいたします。

時間もちょっと早いのですけれども、これで全部の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塩田俊一君） 以上で、秋山豊子さんの一般質問が終了いたしました。

次に、通告5番、延山宗一君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[2番（延山宗一君）登壇]

○2番（延山宗一君） 2番、延山です。それでは、早速質問に入らせていただきます。

2010年、今年度から、米をモデルにスタートする戸別所得補償事業、それと水田利活用自給力向上事業、農政の新たな柱と位置づけ、自給率向上対策としての環境整備や制度、そしてあらゆるものが定まったということでございます。群馬県の中でも、早場米地帯として知られております当板倉町、今年も間もなく稲の作付準備を迎えようとしておるわけでございます。経営の基盤となっている水稲の耕作面積を多く持っている農家、今年こそ1円でも高く販売し、所得を上げるために努力をしていること、町長もご存じのこととっております。

昨年、圧倒的な強さで政権が交代しました。農業政策の制度が一転されたわけです。短期間の中での新制度の実施、板倉町の農業、いや、日本じゅうの農家が、どんなふうに進んでいくのか、心配は隠せない状況にあるわけでございます。戸別に所得補償するという非常に耳ざわりのよい言葉に大きな期待を持ったわけです。しかし、そんなにも期待してもいいのかと。中身の見えない制度に不安や戸惑いを多く持った人が多いのではないかと、そんなふうに思います。今年に入りまして、ようやく新政権が主張する制度の概要が明らかになりました。このことは、現場である農業者はどのように受けとめられたのか、そして新制度に取り組むことができるのか、そしてまたできないのか、一人一人の農家は高い関心を持っていることは明白でございます。生産者が誤った理解をすることのないように、また不利が生じることのないように指導していく必要があると思っておるわけです。新聞などにも、各紙いろいろとわかりやすく解説した記事が載っております。新聞を読んで理解することは、なかなか複雑過ぎて読み取れることが非常にできない、そんなふうにも思っております。町として、早い段階で正確な情報を伝えることと、そしてまた、浸透させていくことが急務であると、こんなように思っております。恐らく1回や2回の説明会においては十分な理解ができないのではないかと。恐らく質問することすら、なかなかわからない、そんな状況にあると考えられております。急な農政転換を理解させていくことは時間が不足ではありますが、スタートした農政をどう活用するかのためにも、幾つかのシミュレーションをつくってみたり、また具体的な例などを挙げまして細かな説明会が必要と考えるわけですが、町の対策はどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 議員おっしゃられるとおり、大きく農政が転換しました。それも、時間がないうちに、いろんなものを関係者の方に周知していかなくてはならないということで思っています。議員ご指摘のとおり、本当に新聞等では見えない部分があるということを受けまして、今現在こういうことで考

えています。例年ですと、3月上旬に、いわゆる転作関係の農事支部長の会議を行います。そのときには、当然今年の計画書を出してくださいという会議をやるわけですが、本年度につきましては、農事支部長さん集めての会議、あわせて、今の予定ですと3月15日から19日の5日間かけて説明会をやる予定ですが、それについては、今議員がおっしゃられたように、新聞では見えない部分、一例を挙げますと、新聞ではこういう作物をつくれればこれだけの助成金がもらえるよという形で報道されていると思います。国のつくったパンフレットも、細かい小さい字で書いてあるのですけれども、基本的にはそれが販売をできなければ、基本は販売することです。需要があって初めて成り立つものですよということがありますので、その辺のところを実際の需要の動向等も踏まえて、この会議については、町のみならず、国の関係者、県関係者、JAの関係者、やはりそれらの関係者を集めて説明会に臨みたいということで考えています。いずれにしても、今回大きく農政が転換します。それらを含めて、きちっと我々の役目とすればわかりやすく説明して、農家の方に理解していただいて、最終的にはこの計画に乗るか乗らないか、農家自身で判断していただければと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） ただいまの説明の中に、今後また改めてお伺いしたい点があります。といたすのは、制度が2つに分かれているということです。1つ目の制度の中に、主食用、それを対象とした米所得モデル事業があります。これ、米のみの話なのですけれども、標準的な生産費と販売単価の差の部分を国が補償するという事業であります。また、その補償はすべての稲作生産者を対象としたものの、取り組むことにはクリアしなければならない要件、そしてまた、要綱が多く定まっているというようなこととなります。現実はこのハードルを超えなければ、設定されているハードルをくぐることによって取り組みができると、それが米の戸別所得補償であるわけです。やはりこの問題についての取り組みについては、では、どういうふうになれば取り組みができるのか、またできないのか、これはモデル事業に取り組むことのまず難しさというのがあるわけなのですけれども、その辺のところをしっかりと区別して理解をしていかなければならない、そんなふう思うわけですが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 議員ご指摘の米の戸別補償につきましては、今議員が話されたとおり、生産する目標数量というのが各農家に配分されます。当然その目標数量をクリアしていかないと、この制度には乗れないということになります。具体的には、共済に加入していれば、まず対象農家として浮かび上がります。その中で、町のほうから、協議会ですけれども、協議会のほうから、今年は、去年の例でいきますと、逆算でいきますと約43%ぐらいはその方が持っている農地について米はつukれないという数字が各農家に示されます。当然それ以上にお米を生産した場合にはこの制度に乗れないと。当然その辺のところは、先ほど申し上げたとおり、全国一律に今予定されている金額が10アール当たり1万5,000円という計算がありますから、価格がありますので、それら等勘案して、やはり農家はここが判断していく問題だろうと思います。繰り返すようですが、今回の制度、一番変わった点は、ややもすると今までは強制的なイメージを持った転作制度、これからはやはり自給率に重点を置いて、担い手のみならず、すべての農家が自給率を上げるために貢献してくださいという制度になっています。したがって、今大きい2本柱があるのですけれども、

今ご質問の米の関係につきましては、今言ったとおり、当然その制度に乗るか乗らないか、米をつくらなくてその制度に乗るか、その辺のところはやはり全体的な判断になろうかと思えます。

加えて、今現在共済の話を申し上げましたけれども、板倉管内で約1,960戸ぐらいだと思うのですけれども、農家共済の台帳に登録されている方がいます。現実的にその法の中に、強制加入なり、あるいは任意加入という面積割合があるのですけれども、強制的に加入しなくてはならない25アール以上の農家の方は約1,360戸ぐらいあるというふうに聞いています。それで、今申し上げたので逆……ちょっと話が長くなりますけれども、任意加入の25アール以下の農家にとっては、例えば転作の指示が4割いくということでありますと、実際つくれるのが15アールということになります。米の戸別補償制度においては、自家消費分は認めないですよ。自家消費分というのが一律で10アールです。実際にはその方は5アールしかできませんので、そういうところも含めて、総合的に勘案して、取り組むか取り組まないかは判断をいただかなければならないということ考えています。よろしくお願ひします。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 先ほどの説明の中で細かい数字も出てきました。まず、町において、戸別補償に参加できる戸数、また生産調整が達成していない、この米戸別補償につきましては生産調整が達成していなければだめだと。また、共済に加入していなければだめだと。また、その後に出ますけれども、当然改善計画書も出さなければならないと。この改善計画書というのは、調整水田ですね、そういう方については出さなければならないと。いろいろなクリアしなければならない問題が当然出てくるわけなのです。先ほどのお話の中で、1万5,000円と価格も出されました。まず、この部分というのは、これは固定部分の金額になるわけですが、この1万5,000円と言った根拠につきまして、もし、わかる範囲内でお願ひいたします。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） これが全国の平均ということでご理解をいただきたいと思ひます。年度は入っておりませんが……ああ、平成14年から20年産の平均ということで国のほうが試算した数字があります。その生産費のほうが、60キログラム当たりですけれども、1万3,703円。販売価格がやはり60キロで1万1,978円。その差額が、60キロ当たりですけれども、1,725円、やはり生産費のほうがかかってしまうと。この数字をもとに、今の場合は60キロ当たりですので、それを10アール当りに換算して、約1万5,000円という数字が出てきています。よろしくお願ひします。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 今説明の中、この1万3,703円、これは米づくりの標準的な生産費が1万3,703円であって、標準的な販売価格が1万1,978円、その差の価格を10アール当りに換算しますと1万5,000円になるというような、これ定額部分と受けとめてよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○2番（延山宗一君） それと、町の対象者、先ほどお話ししましたけれども、これ数字は出ますか。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 手元の資料で1点だけ答えられないのでご勘弁をお願ひしたのですけれど

も、昨年の例でいきますと、町の転作達成率が約67%という数字になっています。あわせて、先ほどの農業共済の関係が今現在加入している方が1,360戸ということですので、それらの方が実際には参加しているのかな、参加する割合になるのかなということで推定していますが、時間をいただければ、昨年の転作達成している人数についてはお答えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） すぐわからないようでしたら結構ですけれども。それと、米販売価格が、例えば下がってきます。そして、先ほどの金額が出されました。定額部分ですよ、これ1万5,000円です。その加えても、標準的な生産費1万3,703円よりも下がった場合、それを今度は部分補償と、また変動部分としての補償がされてくるということでの報道がされています。いろんな説明書にも書いてあるわけなのですが、当然県によっては差が出てくるのかなと思うのです。例えば新潟産コシヒカリ、当然板倉町の米よりも高いわけです。それと比較して板倉町の朝日の夢、当然価格の差が出てくるわけですが、その差額の差の生じ方の、いかにこれを調整し、生産者が不利のないように調整する。果たしてその変動部分としての補償がされるのか、されないのか。ご説明をお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 議員ご質問の点については、やはり全国的にその産地産地によって不利あるいは有利になるということがあるだろうということで議論を呼んでいるところかなということで承知しています。現状を見ますと、やはり板倉町のお米、昨年あたりの数字を見させてもらいますと、1等米だったかな、1万2,500円というような数字が多分出ているのかなということで思っておりますけれども、やはり地域でどういう米を推進していこうということ等大きい問題と関連しますけれども、現実的にはやはり板倉の米、全国平均、先ほど申し上げた数字に劣っていると……約ほぼ同じだという数字が出ていますけれども、700円、800円の違いだと思うのですが、地域によっては有利不利があるのかなということで思っています。板倉についても、やはりそれらも含めて、米づくりの品種等も大きい意味では今後、やはりこの制度がこの先どのぐらい活用されるかわかりませんが、そういうものを視野に入れて、やはり農協等々と調整しながら、その辺の問題も検討しながら、農業振興をやっていかなくてはならないかなということで考えていますけれども、いずれにしても、全国平均ですということ、産地によって不利有利が出てくるのかなということで考えております。よろしくをお願いします。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） それで、先ほどちょっと触れましたのですが、管理転作や不耕地になっている圃場、これは当然改善計画書を提出、認定を受けなければならないと、そういうように定まっております。対象となる場所の1筆ごとの地名地番、そして現地の確認、大きな作業が残っているわけですが、膨大な作業量、そしてまた事務量がかさんでくるわけなのですが、期限内の処理ができるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 議員おっしゃられるとおり、事務量の問題、過日も国の農政事務所の方が

来ました。現実的に一番困るのは、やはり転作を含めてこの作物数ごとの確認作業、それと、農家の方が膨大な資料を申請書に添付したり、申請書そのものを作成しなくてはならない。それらを当然町の協議会のほうを通し、一々チェックをして間違いのないようにやっていくためには、膨大な事務量が増えてしまうだろうと。一番懸念しているところは、本来なら農家のことが一番なのでしょうけれども、内部的にはそれらが一番懸念されています。したがって、それらがスムーズにいくように、冒頭お話を申し上げましたけれども、計画書そのもの、その作成も含めて、きちっと農家の方に説明をしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 先ほど、一番冒頭、米をつくりなさい、自給率上げなさいという、1つありましたね。その質問のほうに今度は入ります。先ほどはつくってはだめですよというような質問でした。今度はつくりなさいという質問です。今年度の制度の中に、もう一つの制度がありますね。自給率をアップする。そのための水田利活用向上対策事業というのがあるわけです。自給率を上げるために生産調整要件のすべてをなくし、すべての販売農家の助成を対象とする。こんな定めをされました。先ほどの本当に戸別補償とは全然真逆になってきます。今回その目標数に即した農家からの対応ではなくて、農地を活用すればどなたでも、またどんなふうにも補てんしてあげますよと、そんな逆の形の制度になってきます。新規需要米を自給率向上の戦略作物として位置づけ、全国一律参加で補てんしますと。その裏では、実需者と出荷契約者を結んでおかなければ実際できない。片方はどんどんつくる、先ほどはつくりなさいと、先ほどはつくりなさいと言っているながら、買う人を見つけなければ出荷はできませんよというふうな意味になってくるわけです。非常にこの制度に矛盾した点があるわけですが、この制度に参加するメリット、またデメリットをお伺いしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 冒頭の議員のお話の中にもありましたが、今まではお米をつくらなくて、ほかの作物なり調整水田といいますか、そうやった場合、これだけやりなさいという数字の目標に沿った形については、国の助成金を出します。今回は、そのほかに新しい制度として、米以外の作物をつくった場合には助成金を出しますよと。加えて、米をつくってはいけないということではないですけれども、これだけ米を目標の数量以上につくった場合は、今までは助成金が出なかったわけですが、今回はそういうことに関係なく、やはり国の考えている作物によっては助成金を出しますという制度ができています。ちなみに、幾つか例を挙げますと、麦とか大豆、この辺については10アール当たり3万5,000円を助成金として出しましょうと。ただ、現実には麦については春もう既に契約は終わっています。十何件ぐらいしか町では契約していないという話を伺っています。あわせて大豆については、去年の例では1件もないという状況も伺っています。それと、新規需要米といいまして、よくテレビ等で米粉用だとか、飼料用だとか、バイオ用だとかということ言われていますけれども、これらについては需要が非常に厳しいと。これについては8万円ですけれども、そういう制度があります。そのほかにも議員が言われたとおり、ほかの作物も助成金が出るわけですが、いずれにしても、やれる方については助成金がもらえるというメリットはあるのかな

というふうに思います。国のほう全体の転作関係の予算関係を見ますと、今2つの事業で約5,500億円程度予算化をしているという話を伺っています。今までのこの制度に、農林省の予算は2,000近くあるのでよく細かく分析はできませんけれども、これらに関係するものが去年は約3,100億円程度だったのではなかろうかということで聞いていますけれども、これ自体への国の予算は大きくなっていると。当然取り組める方については、この助成金がもらえるというメリットはあるのかなということで思っています。

ただ、今まで、これらは非常に難しい問題だと思うのですけれども、地域の農業を守るについて、ずうっと担い手を中心にやはり地域農業は守っていかなくてはならないだろうということで進んできました。それが一転して、担い手はもちろんそうですけれども、そのほかのすべての農家の方を守っていきこうという趣旨の方向転換がありましたので、それらの、この助成金以外のですね、農業へ対する考え方の地域での新しい方向といえますか、それら検討されることは今後あるのかなというふうに思っています。

それと、デメリットとすると、やはり何といても、議員先ほどから繰り返しおっしゃっていますけれども、新聞では見えない部分、当然事務量的話だとか、農家にとって、今までであれば3月に説明会をやって、4月幾日までに計画書を出せば、あるいは4月の現地確認をすれば、それで終わったのですけれども、やはり農家一人一人がこれに参加するかしないかも含めて、添付する契約書だとかそういうものも含めて、そういうものが煩雑になるといいますか、複雑になってしまうと。そういうデメリットがあるのかなということで思っています。そのほかにも、やはりこれがモデルとして事業がスタートするわけですから、やっていく中では、やはりそのほかにも「こういうことはもう少し改善したほうがいいんじゃない」とか、いろんなご意見が出てくるのかなというふうに現場の者として思っています。また、あわせてその辺のところも、国の農政事務所の担当の所長さんまで見えたのですけれども、できるだけ現場の声を聞いて、改善できるものということでこの間も帰っていきましましたので、よろしくお願いします。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） けさの農業新聞に載っていました。1面にどでかく出たのですけれども、米粉の問題ですね。つくりなさい、自給率アップしなさいと言った反面、果たしてそれが実需者が手を挙げるか。実際に昨年、米粉の問題につきましては、112ヘクタールを処理されたと。しかしながら、実際には230ヘクタールあればいい。しかし、申し込みは501ヘクタールあるということで、その差をどうするのだということでの対応に迫られるのかなとは思っているのですけれども、なかなか打ち出したことが実際に現場へ行きますと非常に戸惑いもあるわ、またクリアしなければならない問題も出てくるのかと、非常にはっきりしないということで残念に思っております。それぞれの今回の制度の水田対策事業、自給率を引き上げるための政策、生産調整の参加を誘導していながら、一方では転作助成の生産調整を外すという、本当にちぐはぐな方法で、あいまいだと思わけます。これからの農業経営の安定を図れない、これではいかぬと、こんなふうに思うわけですが、大分時間もたっておりますので、次の質問に入らせていただきます。

カントリーの北、大新田地区に、小麦播種後に景観形成作物の一環としてコスモス播種を行っております。秋には見事な花をつけまして、多方面から多くの花見客も訪れる。美しい花を楽しんだり、また自由に花の摘み取りもできる。テレビでも放映されまして、一躍有名にもなりました。しかし、今年度の新政権が打ち出した農業政策に取り組んでいくことは、秋に咲く花コスモスは播種できない、こんな状況になっていくわけです。過去には日本一の広さを持ち、花のじゅうたんと多くの人に喜ばれてきましたコスモス畑、もちろ

ん町のイメージはアップ、またニュータウンの販売促進にも一役買って来たと思います。今年もコスモスを播種するか否かは町の考え方によります。耕作者は、町の方針により作業形態を選択していかなければならないわけです。明確な回答をお聞かせお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 先ほどのちょっと質問で落ちていた部分をお話をまずつなぎさせていただきます。

昨年の転作達成の状況ですけれども、達成率が67.4%、達成者が698名ということですので、よろしくお願ひします。

それと、コスモス播種への影響はということですが、先ほど来議論されています農政の転換にあわせまして、今後カントリーのところでやっているコスモスマつりができるかどうかということで、コスモスの運営委員会を中心に検討をしてきています。基本的には、生産者、農協さん、町の考え、それらのすり合わせが1つにならないとできないだろうということで判断して、その運営委員会をスタートしています。当然このコスモスマつり、当初の目的が農業の振興という形でスタートしているという形で話ができているようでした。当然その後、やはり規模も含めて観光面の力も入ってきたという状況になってきます。そんな中で、やはり先ほど来、今後どういう作物を、特に農協さんですけれども、町も含めて、振興していったらいいだろうかということが、まず議論の1番目としてありました。1つとしては、やはり新制度の中で、議員ご承知だと思っておりますけれども、二毛作、麦をつくれるところについては、米をつくって、麦をつくって、国から助成金をもらってということが一番農家にとっては所得が上がるだろうということが、まず農協さんのほうから提案されております。当然その後こういうこととということを投げかけて、実際にあそこに担い手の方がいらっしゃいます。その方たちがそれらをどうとらえるかということが大事なことだと思っておりますので、それらの方と意見交換会を行ってきました。結果として、1つの意見には集約できない状況でありますけれども、多くの方がやはり、新しい制度はいい制度もあるのだけれども、現実の問題として麦を刈った後にそこに稲をつくる、いろんな作業面あるいは労働力の面から難しい農家もいると、担い手もいるということで、今詰めております。それらを含めて慎重に対応するというので考えておりますけれども、町の姿勢とすれば、当然農業面にかかわらず観光面ということで大きく貢献していますので、それらを勘案して結論を出したいと。腹の中にはありますけれども、その部分については、町長のほうから補足していただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） この問題は非常に重要な問題でございまして、しかも、もう早場米ということで種の準備とか……種の準備どころではなく、もうまく準備に入る可能性もあるということも含め、いずれにしても、近々に判断をする必要があるということで、ついきのう、担当課長あるいは係長と相談をいたしまして、とりあえず今の今年やった一番メインの会場、約25ヘクタールだけ……

[「23です」と言う人あり]

○町長（栗原 実君） いわゆる農協の真つすぐ北側の大きな1区画、台形状の、そこを何とか今年様子を

見ながらコスモスを続けてみようと。それに対する対策は町として可能な範囲で打つということでございまして、それは基本的には前年並みの補助金、あるいは前年並みの対応という流れの中で、一部その中において米をつくりたいという方もいるようございまして、それらについての例えばいわゆる用地の借りかえとか、そういうところまでちょっと骨を折って、できるだけ虫食い状態にならないような状況の形を目指して、とりあえずやってみようと。ほかに1つの案もあったのですが、なかなか、ここへ来まして国の方針が定まらないことによって我が町のそういった対応も定まりませんでしたので、ほかの案は今年経緯を見てからということで、そんな形に一応きのう決めて、近々できるだけ早い時期にですね、影響もあるものですから、いわゆるコスモス関係の会議にも諮っていききたいというふうに、町の対応いかんであれば、そういうことで決まると思います。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） この問題については、地権者、そして耕作者、そして町と、かかわってくるわけなのですけれども、よく今後何とか継続をしていただきたい、そんなふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。施設園芸農家から出る収穫後のつる、人によっては「から」と言っているわけですが、その処理の問題についてお伺いいたします。当板倉町における農業経営の形態は、大きく分けて水稲と野菜の2通りの栽培方法で農業を営んでおるわけです。野菜においては、ここ数年Uターン就農者も多く見られるようになりました。中でも経費のかからない露地野菜の生産者が増えているようにも聞いているわけです。現在生活を野菜に頼る施設園芸農家戸数は年々減少傾向にあるわけですが、まだまだ多くの生産者が経営を行っております。私が確認しましたところ、キュウリ、施設園芸ですね、キュウリの農家が350棟、ナス・トマトが20棟、花を合わせて385棟の農家が、施設を利用し経営を行っていることがわかったわけです。そこで、施設園芸農家が長年にわたり苦慮していることは、施設内で収穫後のつる処理、この問題です。キュウリの場合、普通型は春秋の年2回の作型です。収穫後に後片づけを行いまして、次の準備に入ります。片づけられた前作のつるは、一般的に自宅の空き地や河川敷の路肩などを利用し、焼却しております。空き地での焼却は非常に黒い煙を出しまして燃える。近所の住民方への迷惑もかけてしまうということが現状になっております。時には朝早くとか、もしくは人目につかないところで燃やしていたら、近所の人に通報されまして、消防車、パトカーまで出動しまして、始末書、罰金を払ったと、そんな話も聞いております。また、空き地での焼却は、今地球規模で対策を考えている地球温暖化、CO<sub>2</sub>の排出にも触れてくる、大きな環境問題としてとらえていかなければならないわけでございます。

過日、館林文化会館にて館林市議会議員の研修会がありました。「自然は命の源」と題し、環境省から石澤先生が講演をされました。その話の中に、人間が1年でどのぐらいのCO<sub>2</sub>を排出するか。320キロのCO<sub>2</sub>を排出するのだということです。そして、人間が生きていくにはどうしても出さなければならないものがある。それは何かと。ごみとふんとCO<sub>2</sub>だと。CO<sub>2</sub>をどうしても出さなければならないのだということを話していたわけなのですけれども、このCO<sub>2</sub>を少なくするには、では何かと。やはり植樹をしなければならないのだということです。木を植えなければならない。そんなことを力強く力説をしておりました。

農家からの排出物は当然これは産廃になりますね、産業廃棄物です。自分で責任を持って処理することは当たり前ということですが、農業立町を提唱している板倉町、今の現状を認識いただきまして、「自己責任で処理なさい」ではなくて、行政の立場としてのお考えをお伺いしたい。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問につきましてご説明をしたいと思います。

初めに、先ほど議員さんが言われましたように、農家の方、あるいは一般家庭から出るごみにつきましては、廃棄物処理法という法律がございまして、そのほかに、群馬県の生活を保全する条例というものがございまして。これは群馬県全部でございまして。その中に焼却が原則禁止ということで、まず申し上げたいと思います。ただ、その中でも、特例としましてどんど焼きだとか、あるいは風俗習慣に伴うものとか、災害の応急対策、そういうものにつきましては、特例で例外的に焼却を認めているものもございまして。先ほど言われました園芸農家から出る廃棄物につきましては、一般家庭から出るごみと同様に、原則としまして焼却できないことになっております。しかし、収穫時期を終えた後に、特にビニールの混合物、あるいはほかの園芸廃棄物と一緒に焼却をされているような事実がございまして、その行為に対しまして、園芸農家だけでなく、一般家庭の方の野焼きに対しても環境のほうへ苦情が非常に多く寄せられており、環境のほうも非常に困っている状況でございまして。特にその中でも、ごみの中にも、特にビニールあるいは有害物質を持っているものがございまして、できるだけ農家の方にもビニール等は除いて最低限の分別をしていただきたいと思います。

特に、先ほども言われましたけれども、農家から出るごみにつきましては、確かに事業に伴って排出されるごみでございまして、原則としては事業者がみずから処理をしなければならないということになっております。しかしながら、そうは言っても、確かに処理の方法、それを考えなければならないと思います。資源化センターへの持ち込みということもございまして、それにつきましては、資源化センターの持ち込みでなくて、野菜等の収穫時期に限って、できれば町の町有地、あるいはほかの土地へ一時的に農家から運んでもらってストックをしておく。そのストックしたのにつきましては、そういう専門処理業者、産廃の業者に引き取りをして処分してもらうというようなことも検討をしております。これは参考までですが、業者に処理をしてもらう場合には、約1トン5万円から6万円の高額な処分料金がかかりますので、この処分方法につきましても、処理方法、これが妥当かどうか検討する必要があるだろうと思われまして。したがって、安心して仕事をするには、ぜひとも燃やさない方向でなお一層の分別をしてもらうことはもちろんですが、ポリ等、そういうものは必ず除いていただいて、リサイクル処理をしていただければと思っております。現在のリサイクルの方法としましては、堆肥化の推進、これを検討しております。今後は、JA館林・邑楽、あるいは群馬県の指導センターなどと協議をしまして、残渣処理の堆肥化の推進方法を具体的に農家の方へお示ししたいと思っております。

以上、簡単ですけれども、回答といたします。よろしく申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） ただいまの説明の中に、資源化センターには、なかなか厳しいのだよというような言葉でした。やはり農家から出るつる、これは当然可燃物ですので、今まで資源化センターで対応しているRDF、そんな形で対応できないものかなとは思っておりますけれども、有害物も入っているということです。そういうものを例えば取り除く、また農家から出るときには、トラックの中で積んできますと、広くがさ張っているのを例えばベラーで梱包する、非常にしっかりとした荷づくりの中です、機械の中に投

入しても支障のないというような形に持っていければ、できるのかなとは思いますが、いずれにしても、堆肥化ということの案を提示されました。堆肥にするにも、やはりその中には当然ネットの問題とかポリとか混じっております。そういうことを取り除くことによって、堆肥化にし、それを還元するというのも1つの方法かもしれません。しかしながら、なかなか難しいところがあるわけなのですけれども、その荷づくりの方法によった、例えばつるのみであれば回収ができるかな、投入しても大丈夫かなとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） まず、基本的に、今現在の資源化センター、事業系ごみということで、一般ごみも事業系のごみも入っていますが、搬入する場合、指定袋を使っております。ですから、果たして農家の方が、先ほど運ぶ搬入の仕方ですが、指定袋へそのつるを入れられるかどうか。まず、これがちょっと心配だなと私自身思っております。ですから、逆に手間がかからないためにも先ほど申し上げたつもりでございます。ですから、資源化センターへ入れる場合には、キュウリのからだけであれば、当然事業用の指定袋、これへ入れて搬入をしていただくと。それには、もちろん手数料がまた別にかかりますと、そういうことでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） やはり産廃ですので、ただで引き取ってくれとはこちらも申しません。ただ、当然今まで市販されている事業用袋に入れればというようなことなのですけれども、なかなか現実には難しいところもあるのかなと思っております。しかしながら、自己責任ということで処理しろということでの投げやりな問題ではなく、真剣に取り組んでいかなければいけない。行政と、また農協と一緒にあって、この問題は本当に真剣に考えていかなければならない問題だと。特に、農業後継者に自信を持ってバトンタッチができるような、そんな対策を早急に考えていかなければならない、そんなふうをお願いをしておきたいと思っております。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 延山議員さんの言うこと、ごもっともでありまして、きっと園芸農家の皆さん、最後の最後でですね、栽培をして一番最後に、夜恐々と周りを見回しながら火をつけるなどという心境を考えると、非常に重大な問題であるというふうに考えます。片や、先ほど担当課長が申しあげましたように、一生懸命骨を折ってつくっても油が高くてそんなにもうからないという一般論、特に上手な人は別かもしれませんが、そんな最近話を聞いておりまして、その結果として枯れたキュウリのからを捨てるのに5万円も6万円も出せるものかと。それ、1トンならいいのですけれどもね。夏場カラカラにすれば1トンぐらいでおさまるかもしれませんが、抑制から春先にかけてはほとんど生の状態ですからね、ということを考えますと、およそ実際的でないというふうに考えましてですね、過日農協の営農指導課長も呼びまして、いわゆる、これは1つは農協の責任でもあるし、町の産業政策の一環でもあるから、とりあえず、いわゆるキュウリの俗にいうネットを使ったり、ハイパロンという特殊な細いポリのテープというのか、そういった部分で賄って

いるものを、例えば麻とか、コンバイン用なんかに結束をする麻とか、いわゆる腐れるもので置きかえれば、全くそれをぶつぶつ切って落として、そのまんまハウスのちょっとした空いている一面に、面積のない人は高く、ある人は広くでも何でも結構なのですが、ただ積んでおくだけで、次の作までには腐れるわけでありますから、それでお金もかからない、即座に対応ができる。今日引っこ抜いてあしたでも極端に言えば次の準備ができるということも踏まえ、いわゆるそういう意味での体系的に、いわゆるビニール製品と生ものといえますか、生体が、混じらない状況の指導をせよということで、強く要請をいたしました。実は、今日の会議まで、今日の延山議員の質問がわかっているわけですから、農協として検討して「結果を持って来う」というような話も一応したのですが、この間の我が町長室での話のやりとりの中では、農協としても他人事でない、我が傘下にある生産農家の、まして、いわゆる販売部門の大きなウエートを背負っている農家の大きな悩みについては、どんな形かでもこたえていかななくてはならないと。1つは、そういった現時点でもやっておる農家があるわけですから、その普及を試みるか、もしくは、いわゆる腐れる紙みたいなもの、あるいは腐れるポリみたいなものも開発をされつつあるので、そういったもので対応できるか、いずれにしても前向きに検討したいという言葉で、これが基本的には私はベストだろうと思っておりますので、そこら辺のことを普及所、あるいは技術センターとも連携をとりながら、推進をしていきたい。煙の問題もクリア、お金も大してかからない、そして人様にも迷惑をかけない、期間も必要ないという総合的な見地から考えますときに、そこら辺がベストだろうと。先ほど議員さん、コンベヤーじゃない、圧縮する機械みたいなこと、それだって各農家持っていないではないですか。それを買ったりするのも大変でしょうし、共同でやるにしても新たな機械が必要になるとか、いろいろ総合的に勘案すると、今の時点では、そういう解決方法を町としては目指したいというふうに思っております。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君に申し上げます。間もなく通告の時間になります。5分までかなと思うのですが、よろしいですか。

延山宗一君。

○2番（延山宗一君） それでは、次の質問に入らせていただきます。先ほど荻野議員さんからの質問と重複する点があるわけですが、お許しをいただきたいと思えます。

歴史に残る甚大な水害を受け、62年が経過をいたしました。その後これといった大きな災害もなく、今に至っております。まだ当時の記憶が頭の中に鮮明に残っている方も多くいらっしゃるのではないかなと思っております。過去の水害で学んだ教訓を無駄にすることなく、次世代に伝えていくことが必要であります。災害における認識を持つことと一緒に、防災に対する意識も高めていくことが必要です。安全・安心はただである、生命財産を守ってくれるのは当たり前だと思っている人が多いようにも思えます。他人のことは関係ないと、自分に危険が及ばなければ、生じなければ、行動を起こさない、こんな風潮にあるのかなと思っております。

過日、大高嶋の利根川左岸に国交省が建設を進めております合の川防災ステーション、そして水防センターの竣工式が挙行されたわけでございます。もしものときの災害に備えての避難場所としてと復旧活動の拠点となる新しい施設が完成をいたしました。この施設の完成を機に、利根川水系1都6県による利根川水系連合水防演習が行われます。それによって開催されるわけですが、その後、あの広い敷地、10.4ヘクタールある防災ステーションと水防センター、どう利活用を考えているのか。当然あの施設には北川辺も

関連してくるのではないかなと思っております。今後あの広い場所の維持管理、予算、また利活用計画をどう考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 先ほど荻野議員さんのときには時間がやはりなかったものですから、概略ということでお答えさせていただいたのですけれども、18日の竣工式の後に、3者会議、両町長ですね、北川辺町、板倉町町長、それと利根上の所長さんの3者会議で、今後の利活用ということで、2通りあるわけです。水防センターの利活用と、それから防災ステーションのヘリポートの周辺が空いているわけです。テトラポットとかいろんなコンクリート資材とか、あの辺はもう使えませんが、上のスーパー堤防のところの平な部分をどう活用するかということの会議がございました。水防センターのほうは、建物の中についてはやはり展示をして、板倉町の治水、内水排除等の展示をしていきたいというふうに思っております。北川辺は、飯積遺跡、この間の竣工式に見られたようにあれを展示していくということで、あれがもうそのものです。板倉は、この間は景観とこれまでの治水関係の写真を展示させていただきましたけれども、これからきちんとしたものを、学習につながるようなものの展示を考えていきたいというふうに思っています。

それで、防災ステーションの平面の活用なのですけれども、これまで1都6県の水防演習の会場になった自治体は、大概グラウンドを整備したり、公園を整備したりというのを、国交省にやっています。ですから、今回も国交省のほうで、板倉町さんはその後どう活用しますかというのを投げられました。私が個人的に考えるのが、堤防の下は、今度は水面までカットしてしまったものですから、ちょっと大雨が降るとあそこだけは水が乗ってくるわけですね。あれはもとに戻さないであのままで生態系を昔の利根川の状態に戻すのだというふうな説明ですので、あそこにグラウンドとか公園をということはちょっと考えにくいということで、上の臨時ヘリポートのある周辺をいかに活用するかということで、北川辺さんと合同でいろいろ考えたのが、やはり軽スポーツ等をやれるスペースでどうかなというようなことです。それと、来年度、22年度中には、利根川の堤防がすべて舗装になるということはこの間所長さんから伺いました。そうすると、板倉町分は板倉町が占有してくださいということで、サイクリングロードとして占有していただくようになりますということなのですね。そうしますと、安全に自転車か歩行者しか、あるいはジョギングの方が軽スポーツを通してあそこを利用できるということになるかと思っておりますので、そういった面で、グラウンドゴルフであるとか、いろんな対応が可能かと思っております。

水防センターのほうにつきましては、緊急雇用があと2年あるわけです。国交省のほうは、最低土・日・祝日にはあそこに人を配置してくださいというふうに言っています。ですから、緊急雇用を利用すれば、あと2年は週4日なり5日なり人を配置できるのです。その2年間のうちにいろんなあそこを利用する人たち、あるいは団体、そういったものを組織づくりがもしできれば、管理も含めてですね、そういった管理面についてもその団体等ができるということであれば、そういった組織を立ち上げていながら、利活用を検討していきたいというふうに思っています。

国交省独自では、川の駅にそこを認定していきたいというふうに考えていますので、北川辺と板倉と国交省、3者で今後も利活用については検討していくということで、共通認識をこの間持たせていただきました。

○議長（塩田俊一君） はい。

○2番（延山宗一君） 時間ですので、最後に話して終わります。

もしものときの防災ステーション、大事に皆さんで大いに活用していくことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（塩田俊一君） 以上で、延山宗一君の一般質問が終了いたしました。

---

○散会の宣告

○議長（塩田俊一君） 本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日の4日は午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午後 3時07分）